

# 中国西南部における父子連名制と家族組織

——貴州省苗族の二村落の事例を中心として——

上野和男

- 
- |                |            |
|----------------|------------|
| 1 問題           | 4 漢名と輩行制原理 |
| 2 家族サイクルと家族の構造 | 5 結論       |
| 3 苗名と父子連名制     |            |
- 

## 論文要旨

個人の名前とその命名システムは社会構造と深く関連していると考えられる。この報告は個人名と社会構造との関連の研究の一環として、中国西南部の苗族の命名システムと社会構造、とくに家族や親族組織との関連を明らかにしようとする調査報告である。苗族は中国西南部から東南アジア北部に居住する民族集団であるが、この報告では、1987年と1988年の2回にわたって調査を試みた中国貴州省の苗族の二つの村落を中心に報告したい。

この地域の苗族は、苗名と漢名の二つの名前のシステムをもっている。苗名は父子連名制、漢名は輩行制という異なる原理にもとづく命名法であり、苗族にはふたつの命名原理が併存しているが、基本的には父子連名制が基本的な命名原理である。父子連名制は、父親の一字を継承して子供たちに命名する方法であり、名前をみればただちに父子関係と兄弟姉妹関係を確認できる命名法である。父子関係と兄弟姉妹関係というきわめて近い親族関係を名前によって明示する点に父子連名制の基本的意義がある。これに対して輩行制は大規模な単系親族組織のなかでの世代的位置を明示することに意義があり、より大規模な単系親族組織を基盤とする命名システムである。

苗族の家族は一子継承と均分財産相続を基礎とする「直系型家族」である。しかしながら、家族は財産所有単位を形成せず、養子制度も未発達であって、家族の持続性への期待は弱い。また姓で示される父系親族組織も一部の祖先祭祀を除いてとくに機能をもたない。こうした社会構造にあって、苗族社会でもっとも重要な関係は父子関係を機軸とする父系小リニージである。父子連名制もまた父子関係を強調する命名法であり、したがって、苗族社会において社会構造と直接関連して重要性をもつ命名法は、父子連名制である。

## 1 問題

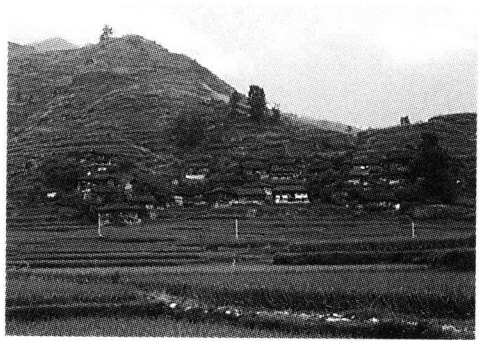
この報告は、「父子連名制」とよばれる生児の命名法と家族・親族組織との関連を中心としながら、1987年と1988年の2回にわたって調査を実施した、中国貴州省の苗族の二つの村落の社会構造を明らかにしようとする調査報告である<sup>(1)</sup>。

この報告の中心の問題は、今日においても苗族社会で広く行われている父子連名制とよばれる命名法である。父子連名制とは父親の名前の一部をとってその子供に命名する方法であり、父子の関係を明示する命名法である。したがって、この命名法は先祖の名前を何らかの形で継承して生児に命名する祖名継承法の一つである。苗族の父子連名制がどのような構造をもち、また苗族の親族組織や家族組織とどうかかわっているかを明らかにするのが本報告の主題である。日本本土、奄美・沖縄、中国少数民族および東南アジア山地部の諸民族をはじめとして、祖名継承法はさまざまな社会において広く行われているが、その方法はさまざまであり、一般的にみてその差異はその社会の構造、とりわけ家族や親族の構造に関連していると考えられる。日本や奄美地域の祖名継承法については、その諸類型や家族・親族組織との関連についてすでに考察したことがある(上野和男1977, 1982, 1983)が、ここでは父と子が名前を連ねる苗族の命名法が、苗族の家族組織や父系親族組織とどのように関連しているかを考察してみたいと思う。中国西南部から東南アジア北部の諸民族の命名法を社会組織との関係で明らかにした先駆的研究として竹村卓二(1976, 1980, 1981)があるが、この報告の主題もまた父子連名制と社会構造の関連である。

また、父子連名制と並行して苗族では、漢族社会の強い影響を受けて「輩行制」<sup>(2)</sup>にもとづく命名法も広く行われている。苗族には「苗名」と「漢名」の二つの名前と命名システムがある。輩行制は特定の父系親族組織内の同一世代が「輩字」を共通にすることを原則とする命名法であって、父系親族組織や社会構造の世代原理に関連していると考えられる。漢民族文化の圧倒的な影響力のもとで、輩行制は中国少数民族、朝鮮半島、沖縄、東南アジアの山地民族など、中国周辺のさまざまな地域で認められるが、それぞれの社会における受容のあり方や伝統的な命名法との関連は多様である。苗族社会では、伝統的な命名法である父子連名制が強く保持されている一方、漢民族の輩行制も並行して行なわれている。父子連名制と輩行制とは原理的に異なる命名法であるが、この二つの命名法が苗族社会で並行して行われている意味についても、他の社会と比較しながら考察してみたいと思う。

苗族の父子連名制や輩行制を考察するにあたって重要な問題は、基盤となる社会組織、とくに家族・親族組織の構造である。苗族の家族については、これまでもいくつかの調査報告があり、いわゆる小家族的特質を明らかにしてきた(孔燕君1986, 黔東南苗族同族自治州概況編集組1986など)が、苗族の家族を小家族として理解するのは問題がある。家族サイクルのある段階をとれば、苗族の家族は複合家族(joint family)、直系家族(stem family)、夫婦家族(conjugal family)

などさまざまな形態をとるが、これらの形態は、苗族の家族のライフサイクルの発展周期の一段階であり、これらの一時的な局面の静態的分析のみでは苗族の家族構造を明らかにすることはできない。これらの諸段階を含みうる全体が苗族の家族構造であり、したがって、苗族の家族構造の理解にあたっては、家族サイクルの全体にわたる動態的分析が必要である。そこでここでは家族の動態的側面、すなわち家族のライフサイクルの分析と、家族制度の両面から



1. 虎羊村

苗族の家族組織の構造を明らかにしたいと思う。動態的な視点から苗族の家族構造を分析した報告はこれまでにはなかった。

今回、調査を実施したのは貴州省の東部に位置する黔东南苗族侗族自治州雷山県虎羊村と台江県梅影村である<sup>(3)</sup>。虎羊村は、雷山県を中心からバスで20分ほどの山間地に位置する約125家族、585人ほどの水田稲作を主な生業とする農村である。虎羊村には本村からやや離れた小山に、新寨とよばれる新しい地区もある。平地には広々とした水田がひろがり、山の中腹から山上にかけての斜面に家々が集中して立地している。集落からさらに上の山地の斜面には幾重にも棚田が広がっており、さらにその上にも畑がある。一方、梅影村は台江県を中心の台江に隣接する87戸、640人の平地農村であり、工場もすぐ近くにあり都市化が進行しつつある。家々は平地に密集しており、集落の周囲に広大な水田が広がっている。このように、ここでとりあげる二つの村は、同じように稲作を主体とする農村であるが、対照的な立地条件にある。

苗族社会は、基本的には父系親族組織を中心とする父系社会である。調査した村落およびその周辺の村落は、多くの同姓の人々によって構成されている。たとえば虎羊村は唐、楊、金の三つの姓によって構成されており、125家族のうち唐姓の世帯主の家族が95家族でもっとも多く、楊姓は25家族、金姓は5家族となっている。同姓の人々は先祖を共通していると考えられており、同姓不婚の原則が保持されている。姓は異なるが「唐」と「楊」は先祖が同じと考えられており、唐姓と楊姓の間でも通婚が禁止されている。このうち新寨の31戸の唐姓は、さらに17戸と14戸で構成される二つの小グループに別れているが、外婚単位はこの小グループではなくて、新寨の唐姓全体である。また、村内ばかりでなく付近の村落の唐姓も先祖が同じであると考えられ、結婚が禁止されている。このように、虎羊村には周辺の村落を含む規模の大きい単系親族組織が形成されており、その遠い先祖を迎えて行なわれる儀礼が卯年ごとに行なわれる「鼓社節」である。こうした父系親族社会にあって、苗族の人々は個別の家族に所属し、それぞれの家屋に居住しており、家族の多くは現実的な居住単位、すなわち世帯としても機能している。しかしながら、家族と世帯は必ずしも一致しない。その関係のありかたが苗族の家族を特徴づけているといえる。

この報告では、まず雷山県虎羊村のある家族のライフサイクルの事例を示し、この事例をと

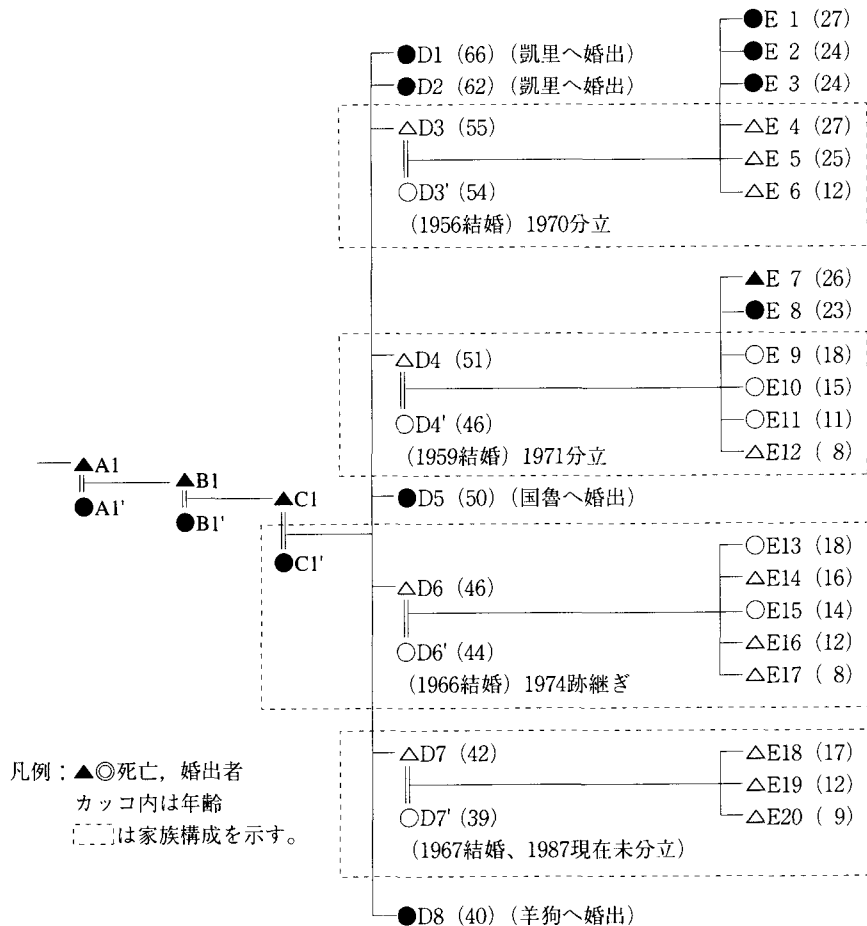
して苗族の家族の構造的特質を明らかにし、そののちに、父子連名制と輩行制について収集したいくつかの事例を提示し、さらに苗族の命名法の構造と家族・親族組織との関連を明らかにしたいと思う。

## 2 家族サイクルと家族の構造

### (1) 家族のライフサイクル

苗族の家族の基本構造は「直系型家族」である。夫方居住婚，一子継承，男子均分財産相続，三世代直系家族（相続家族），二世代夫婦家族（独立家族）などが苗族の家族を形成する基本的な家族制度であるが，一方養子やムコ養子は極めて少なく，また家族単位の祖先祭祀も新年（苗年）の行事をのぞけば，日常的な祭祀は現在はさわめて微弱である。苗族の家族は，基本的には直系型家族でありながらも一時的には複合家族を形成する場合もあり，財産分割と居住方式とが

図1 家族サイクルの事例（雷山県虎羊村）



からみあって、そのライフサイクルはかなり複雑である。ここでは、苗族家族のひとつの典型を示すと思われる事例を通じて、苗族の家族の構造を検討して見たいと思う。

事例としてとりあげるのは、男子の4人の兄弟を中心とする雷山県虎羊村新寨の有力な家族の事例である(図1参照)。この兄弟姉妹は全部で8人であるが、現在、女子はすべて婚出し、男子のうち三男(D6)が跡継ぎとなって親(現在は母親のみ)と同居している。他の兄弟はそれぞれ結婚し、新しい家屋を立てるなどして独立した家族を構成している<sup>(4)</sup>。跡継ぎとなったD6の家族を中心に追跡すれば、これらの家族の現在にいたるまで経過は以下のとおりであった。

#### a. 財産分割までの段階

D6は兄弟姉妹のなかでは6番目の子供(三男)として、1941年に生まれた。上には姉3人と兄2人がいた。誕生時には両親はもとより、祖父(父の父)夫婦、および曾祖父(父の父の父)夫婦も健在であって、家族は3夫婦が同居する4世代、12人の家族であった。父(C1)には兄弟はなかったから、このときの家族形態は直系家族であった。つづいて4年後に弟が生まれ、兄弟は4人となり、さらにひとり妹が生まれて、8人の兄弟姉妹がそろった。現在の家屋は吊脚構造の2階建ての大きな家屋で、将来子供たちへの分割を考えて、1944年に親が建てたものである。この家屋の間取りの概略は図2に示す通りであって、1階2階とも5つのの部分に分かれている。中央の部分は祖先祭祀の場であり、当初は父母の持ち分として考えられた部屋である。現在は祭壇などはないが、この部屋で新年の祖先祭祀儀礼が行われるほか、来客をもてなす部屋としても使われている。残りの部分は家族員それぞれの部屋や炊事場などであり、4人の男子が将来均等に分割できるように間取りが決められたという。曾祖父母はD6が4～6歳のときに相次いで死亡し、また祖父母もD6が23～24歳の頃に死亡して、この家族のメンバーは一時減少をみたが、長兄の結婚によって直系家族形態は維持されることとなった。

苗族の婚姻形態は、基本的には夫方居住婚であり、女性が生家を離れて夫の家族のメンバーとなる。D6の3人の姉たちは、この地方の中心である凱里や近隣の村々に婚出してこの家族から去る一方、1956年には一番上の兄が兄弟のなかではじめて結婚して、その妻がこの家族のメンバーに加わり、この家屋に居住して食事も共にすることになった。長兄には男女3人ずつ6人の子供が生まれたが、この子供たちもつぎつぎにこの家族のメンバーに加わり、家族メンバーは急速に増加した。長兄につづいて次兄も3年後の1959年に結婚し、長男の場合と同じように、妻や6人の子供たちもこの家屋に居住し、食事を共にする家族メンバーとなった。次兄が結婚し次兄の妻がこの家族のメンバーに加わったことによって、この家族は直系家族形態から、兄弟が配偶者を伴って同一家族を構成する複合家族形態に変化した。

D6もまた1966年に結婚した。相手の女性は貴州省東部の中心都市・凱里の苗族の農家の女性で、これは親が相手を選択した結婚であった。苗族の結婚は8割がいわゆる恋愛結婚といわれるが、この結婚は親が取りもった結婚であった。結婚当時D6は軍隊にいたが、妻を家族に迎え、その後5人の子供が誕生した。D6結婚時の家族は親夫婦、長兄夫婦とその子供(3人)、次兄

夫婦とその子供（2人）、D6夫婦、弟、妹の15人であった。翌1967年には弟も結婚して妻を迎えることになり、この家族は親夫婦と4組の子供夫婦、およびその子供たちで構成される多人数の複合家族を構成することになった。弟の結婚後4年を経過した1971年当時の家族のメンバーは親夫婦、長兄夫婦とその子供（4人）、次兄夫婦とその子供（3人）、D6夫婦とその子供（2人）弟夫婦とその子供（1人）、妹の実に21人の大家族であった。この時期はこの家族の構成がもっとも複雑で大規模であった。この時期、この家族のカマドはひとつであり、21人の大家族が同じカマドでつくった料理を食べていたという。

b. 財産分割と家族の分裂

その後、財産分割を契機にこの家族の分裂が始まる。この家族では末弟が結婚して4年後の1971年に、4人の兄弟に対して家屋の居住部分の財産分割が行われた。苗族では親の財産は男子に均等に分割されることになっており、女子には分割されない。

この家族でも家屋の5つの部分のうち、ほぼ同じ面積の4つの部分が、4人の男子に均等に分割された。財産の分割は父親と男子4人が協議して決める

が、どの部分を誰に分割するかなど中心部分は父親が決定することになっている。子供たちはそれに対して文句は言えないものだという（図2参照）。正面に向かって右側が長男と三男、左側が次男と四男に分割され、上の兄弟と下の兄弟の組合せで左右が分割されていること、また、炊事場ないし炊事場のスペースが、4人の子供たちのうち三男と四男には与えられたが、長男と次男には与えられなかったことは、この時点ですでに長男・次男はやがてこの家族から出て行くことを予定していたと考えられる。苗族の家族では一般に、上の兄弟は跡継ぎにならないとされるが、この例もそれにならったといえよう。家屋の中央の部分は親夫婦の分として留保され、これは将来、祖先祭祀と親の扶養を担当する跡継ぎに与えられる。

財産分割後の1972年にまず長兄が、この家族の畑だった近くの場所に家を新築し、親の家族を出て新しい家族を形成した。長兄の家の新築にあたって、4人の兄弟は4分の1ずつの金を出し合ったという。したがって、4人の兄弟は潜在的に長兄の家屋の権利を等しくもったことになる。長兄に親から分割されたもとの家屋の持分は、三男が約500円を払って買い取ったという。兄弟間でも金銭によって財産の授受が行われたのである。これによって三男は、もとの家屋の2分の1にあたる右側部分を占めることになった。独立した長兄の家族は、長兄夫婦とその子供たち（4人）のみの夫婦家族であった。長兄の独立は財産分割の翌年であったが、1956年にはすでに結婚していたから、結婚から独立までには実に16年を要したことになる。つづいて2年後の1974年に、次兄ももとはこの家族の山だった近くの場所に家屋を新築して独立し、次兄夫婦とその子供（3人）で構成されるあらたな夫婦家族を形成した。次兄の家屋の新築にあっても、4人の兄弟は



2. 兄弟4人で均分した家屋

4分の1ずつ費用を出し合ったという。また次兄の独立にあたっては、もとの家屋の次兄への分割分は、四男が長兄の場合とほぼ同額で買い取ったという。したがって、四男はその後、この家族の左半分を持分とすることになり、もとの家屋は三男と四男が半分ずつ持つことになった。次兄の独立は財産分割後3年だったが、次兄は1959年に結婚しており、結婚後15年が経過していた。

このように、新しく形成された長兄と次兄の家族はいずれも夫婦家族であって、これは複合家族が分裂して、あらたに複数の夫婦家族が形成されたと考えることができる。長兄と次兄の独立によってこの家族のメンバーは一挙に減少し、10人となったが、分裂後も親夫婦とD6夫婦、弟夫婦の3組の夫婦が同居しており、依然として家族形態としては複合家族であった。

#### c. 跡継ぎ選定以後

長兄と次兄がこの家族を出て独立した後、1975年にこの家族の跡継ぎとして三男のD6が親の選定によって決定された。これはいわゆる選定相続の形態である。苗族では親は下の方の男子と同居する例が多いといわれるが、この家族の場合は、三男D6の妻を母親が気に入ったので、三男が跡継ぎになることに決まったのだという。一番下の男子ではなく、三男が跡継ぎとなったことについてD6は、「これは特別でふつうの家族とは違う」と語っている。男子均分相続を基本とする苗族の家族において、跡継ぎの役割は、親が建てた家屋に居住し、親が生きているあいだ親の扶養にあたるとともに、苗年とよばれる新年行事や清明祭などで祖先祭祀を行なうことにある。苗年の行事では、先祖を迎えてアヒル、魚、甘酒などの供物を供えて新年を祝い、また豚を殺して多くの親族（中心は妻方や母方の親族）を客としてもてなす。また、清明祭にはあちこちの山に散在している先祖の墓に親族とともに詣る<sup>(5)</sup>。「三男が親を養うから、先祖を祀る部屋を取った」といわれるように、跡継ぎには男子に均分された財産のほかに中央の部屋が付加分として与えられる。したがってこれは跡継ぎの特権である。この家族の跡継ぎについて注目すべきは、財産分割の段階で跡継ぎが決められるのではなく、その後しばらく経過してから決められたという事実である。このことは財産分割と跡継ぎの決定の時期が分離されていることを示すとともに、跡継ぎが親の意志によってかなり任意的に決定されることを意味しているといえよう。

跡継ぎがD6に決定したのちも、この家族は複合家族形態がしばらくのあいだ続いた。その後、父親が死亡し、四女が婚出したが、三男、四男の子供の誕生によって家族員が増加し、分裂後もっとも多いときには16人の家族を数えた。この時には16人の家族が同じカマドの料理を同じ部屋で食べていたという。その後、四男は雷山の町の小学校の校長となって、実質的にはこの家族から独立し、四男夫婦とその子供（3人）の夫婦家族をあらたに形成した。この時点でこの家族は複合家族から、母親と三男夫婦およびその子供で構成される直系家族に変化した。しかしながら、もとの家屋の半分は依然として四男の持分となって現在にいたっている。四男の家族は、日常は町で生活しているが、苗年や清明祭には帰ってきてこの家屋で儀礼を行なっている。現在は三男家族とは別の炊事場があり、1987年の苗年行事では、跡継ぎの三男家族とは別に親族を迎え、豚を殺して新年行事を行なっていたから、三男の家族と四男の家族は同じ棟のなかに居住してい

も、別個の家族を構成しているとみなすことができる。しかし、四男はやがて町に出て行くものと見られる。D6によれば、将来この家屋の四男の持分はD6が買い取ることになるという。その時にはD6は弟に1000元ぐらいの金を払うことになるだろうとのことであった。したがって、やがてこの家屋はすべて三男の家族のものとなり、家族サイクルは一応、一巡することになる。

## (2) 虎羊村の家族の構造

このようにD6の出生時からこの家族のライフサイクルをみると、父母が居住する家族は、当初の直系家族形態から、男子4人がつぎつぎに結婚してその配偶者を家族メンバーに加えることによって複合家族形態に変化し、さらに1971年の財産分割を経て跡継ぎ以外の3人の男子が独立して夫婦家族を形成した後は、ふたたび直系家族形態に変化して現在に至っている。この家族で注目されるのは、ひとつは、財産分割までは兄弟関係にある既婚夫婦を含む複合家族を構成することであり、いまひとつは、財産分割後は跡継ぎ以外の男子の独立が比較的早く、それぞれがあらたな夫婦家族を構成することである。この事例では、長男は財産分割の1年後、次男は3年後に独立している。四男はいまだに独立していないが、生活の場は別にあり、事実上独立しているとみてよいであろう。なぜなら、四男の家族を含めて男子四人の家族が、新年行事にあたってそれぞれ別の親族（妻＝母方親族が中心）を迎え、豚を殺して儀礼を行なっているからである。このように、苗族の家族では複合家族が永続的には形成されない点に基本的な特徴がある。しかしながら、結婚から独立までの年数は、長男が16年、次男が15年となっており、かなり長期にわたって複合家族が形成されることになる。この家族では、今後あとつぎの三男の直系家族は子供たちの結婚によって、一時的にふたたび複合家族になると考えられる一方、独立した夫婦家族も将来、直系家族から複合家族へと同じようなサイクルをたどると考えられる。こうした家族のライフサイクルの事例から、苗族の家族形態は直系家族形態を基本としながら、一時的には複合家族形態、ないしは夫婦家族形態をとる家族と規定することができよう。こうした家族形態は、基本的には日本の家族の一形態である「直系型家族」と共通しているが、漢民族の複合家族とは異なる形態である。このことは以下の制度的側面からの家族構造の検討によっても明らかである。

この家族にみられる基本的な家族制度は、夫方居住婚、男子均分財産相続、一子選定継承に要約できる。この家族の婚姻はすべて夫方居住婚であり、女子は村外に婚出している。イトコ婚の例はない<sup>(6)</sup>。財産のうち家屋、土地などいわゆる不動産を中心とする部分は、男子の均分相続を基本としながら、跡継ぎの三男には均分財産に加えて、父母の養育と祖先祭祀のために付加的に財産を分割している。厳密に言えば均分相続ではないが、基本的な考え方は均分相続である。財産分割の時期は男子がすべて結婚して後であり、長男の結婚時から15年が経過していた。すべて男子の結婚後に財産分割が行なわれるのが、苗族で一般的かどうかについてはのちに検討したい。財産分割に関連して注目されるのは、分割によって4等分されたもとの家屋の持分のうち、長男と次男の分が三男と四男に金銭で売却されていることである。しかしながら、一方では長男、



次男の家屋の新設にあたって、4人の男子は4分の1ずつを負担している。このことは、独立した長男、次男はもとの家屋の権利を持たないが、新設された長男、次男の家屋は兄弟全員が権利をもっていることを意味している。ここでは新築された家屋について、兄弟全員が権利を持つ点に注目したい。これはこれらの兄弟の子供たちへの家屋の相続の問題に関連する。この家族の場合、幸いにして男子4人にさらに男子が生まれているので、それぞれの家屋の相続が4人の兄弟間で問題になることはないが、跡継ぎの男子が生まれない場合には、家屋を誰が受け継ぐかが問題となり、その際に兄弟全員が潜在的に権利を保持することが意味をもつ可能性がある。

財産の男子均分相続を基本としながら、この家族では、父母の家屋に居住して父母を養育し、かつ祖先祭祀を担当するいわゆる跡継ぎを選定している。跡継ぎの選定は財産分割の4年後であって、この家族ではおもに三男の配偶者を母が気に入ったという理由で、三男が跡継ぎに選定された。これはいわゆる「選定相続」の形態である。この形態はあらかじめ跡継ぎ者が規定的に決定されていないことを意味しており、また、苗族の家族が「一子残留制」を基本としていることを意味している。一子残留制は直系型家族に特有の家族制度であるから、この家族は直系型家族を基本としていることは明らかであり、複合家族や夫婦家族は、家族のライフサイクルの一時期に出現する家族形態とみなすことができよう。

### (3) 苗族家族の一般的構造

雷山県虎羊村のひとつの家族の事例をこれまで分析してきたが、この家族の分析から明らかになった苗族家族の構造はどこまで一般化できるであろうか。そこで虎羊村の他の家族の事例や台江県梅影村の事例、およびこれまでに報告されている台江県巫脚郷反排村の事例（孔燕君1986）、黔东南苗族侗族自治州概況編集組（1986）などと比較しながら、いくつかの点について苗族家族の一般的構造を考察してみよう。

#### a. 直系型家族の構造

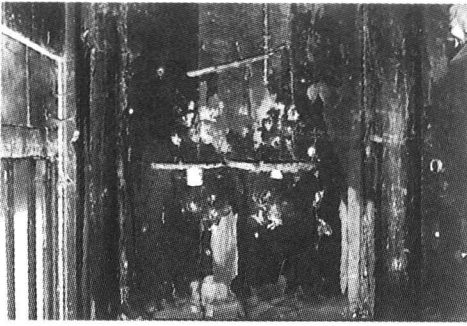
第一は、家族構成と家族のライフサイクルについてである。虎羊村の他の二つの家族をみると、のちに父子に連名制の【事例2】に示す家族では、第二世代に男子が4人おり、それぞれが結婚後は一時的に複合家族を構成したが、その後長男、次男、三男はそれぞれ新しい家屋を建てて独立し、末子である四男が跡継ぎとなってもとの家屋を継承している。この事例は末子継承である。また【事例3】に示した家族では、現在の世帯主の世代である左から二列目の第二世代においては複合家族を経験したことがない。この事例の場合には兄弟が少なく、複数の兄弟は、第一世代の三男系統の家族に限定され、しかもこの家族では、兄が都市に居住しているので複合家族は形成されなかったのである。梅影村の事例をみると、【事例4】【事例5】に示すように、いずれの家族も兄弟が多く結婚後独立する前まで複合家族が形成されている。とくに【事例5】に示した家族では一時、兄弟関係にある5組の夫婦とその子供で構成される25人の大家族を形成したことがあった。虎羊村や梅影村の他の家族の事例をみても、跡継ぎの家族は直系家族から一時的に複

合家族を形成し、跡つぎ以外の男子の独立後は直系家族ないし夫婦家族を構成するのが一般的であり、また、跡つぎ以外の男子があらたに独立した家族が、当初の夫婦家族から直系家族、複合家族に発展することも、詳細に検討した虎羊村の事例と同じである。

また、反排村の144家族の家族構成は、単身家族が11例、夫婦家族が101例、直系家族が24例、複合家族が7例、複数の配偶者をもつ一夫多妻制の家族が1例となっており、単身や夫婦家族がきわめて多く、複合家族は少ない。この結果からも、複合家族が家族サイクルの一時期の形態にすぎないことは明らかである（孔燕君1986）。黔东南苗族侗族自治州概況には「苗族の家族は息子によって継承される一夫一婦制の小家族である。一般に息子は結婚後あるいは成長後、父母と別居し、父母の多くは末男子と生活を共にし……」（黔东南苗族侗族自治州概況編集組1986）と記述されており、独立する男子は夫婦家族を構成し、跡継ぎは直系家族を構成すると説明されている。また、虎羊村の他の事例もすべて跡継ぎ以外の男子は独立して夫婦家族を構成し、跡継ぎは父母と同居して直系家族を形成している。このように苗族家族においては複合家族が形成されるのは、家族サイクルの一時期であって、長期的に兄弟が配偶者をともなって同居する家族形態ではない<sup>(7)</sup>。跡継ぎ以外の男子の独立の時期については、反排村の報告には「父母と同居する期間は短い……。次男が結婚するとき、長男を独立させるのが比較的人の情にかなっている」とある。この記述からすれば兄弟の夫婦の同居期間は短く、既婚の兄弟の同居は避けられているようであるが、その時期、とくに財産分割時期との関係は明確ではない。したがって、先に示した虎羊村の事例のように、財産分割後の独立が一般的かどうかは確認できない。ただこうした場合には、最初の長男の独立にあたって、財産分割がなされるようでもある<sup>(8)</sup>。独立した家族は1代目は夫婦家族であるが、やがて跡継ぎの直系家族と独立男子の夫婦家族になるから、制度的には苗族の家族は、一子残留制にもとづく「直系型家族」と規定することが妥当である。

#### b. 相続と継承

第二は、苗族家族には跡継ぎが存在し、跡継ぎには末子やその他親によって選定された子供となる場合が多く、末子継承的傾向ないし選定継承的傾向をもつことである。跡継ぎの存在は漢民族の家族には一般的に見られないから、この点でも苗族の家族は日本の家族に近い特徴をもつといえよう。虎羊村の先の事例は選定継承の事例であったが、他の家族では男子が複数の場合はすべて末子が跡継ぎになっており、虎羊村では、むしろ一般的には末子継承が基本であって、選定継承の場合もありうると理解すべきであろう。選定継承の場合、親の選定による決定が主体であって、親の死後兄弟間の相談によって跡つぎを選定する事例は確認できない。一方、梅影村では末子継承と選定継承の双方が認められる。いずれにしても、苗族家族では、長子ないし次子など早く生まれた子供は跡継ぎにならない傾向が明確に認められるといえよう。日本においては、末子相続や選定相続は西日本の「核心型家族」の特徴であるが、苗族の場合は、事例にとりあげた家族に典型的にみられたように、男子の独立以前には一時的にせよ複合家族を構成することによって、「核心型家族」にはならない構造をもつといえよう。跡継ぎの役割はすでにのべたように、



3. 神牌



4. 新年の祖先祭祀



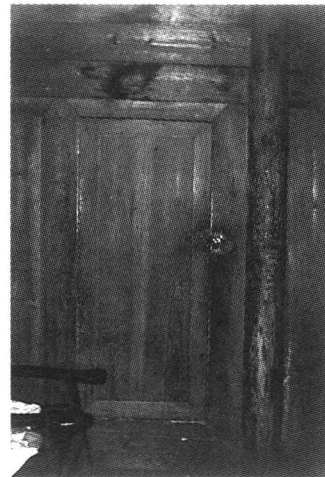
5. 鼓社節



6. 家族ごとに行われる苗年の豚殺し



7. 親族に贈与する豚肉



8. 鍵

父母の養育と祖先祭祀である。父母の養育に関連して、跡継ぎには均分財産のほかに、「養老田」といわれる父母の扶養のための田が与えられ、扶養の費用や父母の葬儀の費用にあてられるという（黔东南苗族侗族自治州概況編集組1986）。しかし、「養老田」については虎羊村では確認していない。跡継ぎにはこれとは別に、もとの家屋のうち中央の祖先祭祀のための部屋が与えられ、苗年などの新年の行事にあたっては、跡継ぎが中心的な役割を果たすのが一般的である。

祖先祭祀について触れれば、戦後は家族内部の先祖を祀る祭壇はつぎつぎに撤去され、日常的な祖先祭祀は衰退しているが、新年には先祖を迎えて祀る苗年の儀礼がある。この時には各家族で豚を殺し、祝いにつけつけたおもに母方＝妻方の親族をもてなすことになっている<sup>(9)</sup>。豚は独立した家族ごとに親族の数に応じて殺される。事例にとりあげた虎羊村の家族では、財産分割後はそれぞれ独立した家族ごとに豚が殺されているから、この点からみれば、苗族の家族は新年行事の豚殺しの単位をなしているといえよう。

第三は、苗族の財産相続が男子の均分相続を基本としていることである。虎羊村の事例で、家屋そのものが将来の男子4人の均分相続を前提として建築されている事実は、このことをよく示しているといえよう。これまでの報告でも、また虎羊村の他の家族の事例でも財産分割の時期は明確ではないが、いずれも財産は男子の均分されている。女子には家や土地などの相続権はないが、母親のもつ高価な銀製の飾物や母親の衣服が分配される。とくに銀飾は娘たちの祭の正装として重要であって、これは家屋などの財産の分割にも匹敵する価値があるという<sup>(10)</sup>。こうした均分相続制度のもとで注目されるのは、ひとつは、独立にあたって生家の持分を金銭によって、他の兄弟に売り渡すという事実が認められることである。これは事例にかかげた家族以外では明確には確認できないが、苗族の財産に対する厳格な態度を示すと思われる。こうした態度は、日常的にも個人の部屋の鍵を必ずかけることや、苗年の豚肉の分配にあたって、その重量を秤で厳密に計って調整するなどの諸行動にも見ることができる<sup>(11)</sup>。いまひとつは、跡継ぎ以外の男子の独立のための家屋の新築は、自力で家を建てる場合のほか、土地がない場合は他の家を買ったり交換したりして行われるが、その際、独立する男子ばかりでなく、兄弟全員が均等に金を出す傾向が見られることである。この傾向は、現在の世代ばかりでなく前の世代にも共通してみられ、また虎羊村や梅影村の他の家族の事例にも認められるから、苗族の一般的傾向とみてよいであろう。これは新築の家屋に対して、兄弟が等しく潜在的な権利を有することを意味している。この問題についてはこれまでの苗族の家族の報告には全く記述がないが、兄弟に跡継ぎの男子ができない場合の家屋の処理に関連しているといえよう。

跡継ぎの男子ができない場合に、財産相続や父母の扶養、祖先祭祀をどうするかは、苗族家族の構造を明らかにする際に重要である。こうした場合、いくつかの選択肢がある。ひとつは、養子(抱養子)を取る方法である。虎羊村では、たとえば兄弟の長男か次男を相談のうえ養子に迎えることがあるという。しかし、養子は兄弟の子に限定されず、姉妹の子を取ることもある。いずれの場合も、同姓の同一父系親族から養子を取ることになる。しかしながら、さらに遠い父系親族や、場合によっては妻の兄弟姉妹の子など異姓から養子を取る場合もあるという。漢民族では厳しく禁止されている異姓養子の存在は、苗族家族のひとつの特徴であるといえよう。しかしながら、養子を取るケースはきわめて少なく、虎羊村では具体的な事例を確認できなかった。反排村の報告によれば、ここでも養子は少ないが、父系親族から取る場合でも、また異姓から迎える場合でも、養父母より一世代下の世代から取るといい、世代限定が厳格である。

いまひとつの選択肢は、娘の家族との同居し、財産は兄弟に譲渡する場合である。養子縁組がきわめて少ないのに対して、こうした方法はかなり多いようであり、虎羊村でもこうした事例をいくつか確認できた。虎羊村では「娘ばかりの時は、嫁に出して、歳を取ってから娘の家族といっしょに生活する」といわれる。この場合、財産は売りに出す場合もあるという。売りに出す場合にも、まず父系親族に売るのが原則である。反排村でも、男子がいない場合、財産は死後兄弟が相続すると報告されている。男子の跡継ぎがいない場合、財産が兄弟ないし兄弟の子に継がれる点は極めて重要であって、すでにのべた新築の家屋の資金を兄弟全員で出し合う事実は、このことに関連していると思われる。つまり、苗族では兄弟の財産については兄弟全員が潜在的な権利をもち、もし相続する男子がいなければ、その財産は兄弟全員に権利があるのである。この点において、同じ父母から生まれた兄弟は一種の財産共有組織をなしていると考えられることができる。したがって、苗族では最終的な財産処理は家族レベルではなく、家族を越えた兄弟レベルで行われていることになる。このことは同姓者で構成される大きな父系親族組織のなかに、兄弟関係で繋がる小さなリニージが形成されていることを意味し、家族と父系親族組織の中間に位置するこの小リニージが、現実の生活においては重要な位置を占めていることを意味している。

#### c. 父系親族組織

以上の家族の分析を前提としながら、ここであらためて苗族の父系親族組織について検討してみたい。虎羊村を例にとれば、苗族の父系親族組織には三つのレベルがある。

第一のレベルはもっとも規模が大きく、基本的には同姓で示される範囲である。虎羊村をはじめ周辺の村落は基本的に同姓者によって構成されているが、この地域には村落を越えて同姓者が構成する最大範囲の父系親族組織がある。その祭礼が鼓社節であり、共通の遠祖を迎えての歌や、銀飾をつけた若い女性たちの踊りがその中心である。このレベルの父系親族は系譜関係が明確に辿られないから、一種の氏族（クラン）である。この範囲では同姓不婚原理が存在し、先祖を共通にする者同志の結婚は禁止される。しかし、虎羊村の「唐」と「楊」のように、姓が異なっても結婚が禁止される場合もある。これは、唐姓は古くは楊を称していたが、清の時代に強制的に一部が唐に改姓させられたので、結婚できないと伝承されている。第二のレベルは同姓内部の系譜関係が明確な範囲の父系親族であって、およそ10世代前前後からの明確な系譜が認識され記憶されている。虎羊村新寨のある世帯主が12世代の系譜を記憶していたのは、この範囲である。この範囲は、ほぼ村落レベルの同姓者になるが、虎羊村新寨（34戸）の唐姓のように、村落内部でさらに二つの小グループにわかれる例もある。この範囲で墓の祭祀などの祖先祭祀が行なわれるが、たとえば清明祭などの墓詣りが必ず行なわれるのは、3世代前程度の先祖までであって、この範囲全体の父系親族に対する祖先祭祀が活発に行なわれるわけではない。3世代前までの祖先祭祀はむしろ家族単位に活発に行なわれる。第三のレベルは、父親とその男子で構成する二世代の父子関係で構成する父系小リニージである。このレベルは基本的に財産所有の単位を構成し、たとえば子供のうちの誰かに相続すべき男子が生まれえない場合には、財産はこの父系小リニージ

の関係者によって処理される。たとえば、兄なり弟の子供（男子）が財産を相続するのである。

結論的にいえば、苗族の社会構造は日本に見られるような家族の超世代的連続への期待や家産観念は希薄であって、男子がなければ兄弟の子供がその家屋を受け継げばよいという考え方が支配的である。したがって、家族の視点から見れば、苗族社会は家族を越えた親子関係や兄弟関係の原理が優越している社会と規定することができる。しかし、漢民族社会のように大規模父系親族組織が優越している社会ではない。苗族社会は、家族と父系親族組織の中間に位置する父系小リニージが財産所有単位として機能し、父系小リニージを中心にして社会が組織されているのである。したがって、こうした社会構造は、家族を基本的社会組織とし、家族の集合体として社会が構成される家族本位制的な日本社会や、父系親族組織の集合体として社会が構成されている漢民族社会とは異なる苗族社会の特徴である。こうした苗族社会の特徴が、父子連名制をはじめとする命名法と構造的にどのようにかかわっているかを考察するのがつぎの課題である。

### 3 苗名と父子連名制

#### (1) 苗名と漢名

現在の苗族の名前は、「姓」と「名」の二つの要素で構成されている。この点では、漢民族や日本人の名前の構造と同一である。「姓」はもともと苗族の名前にはなく、漢民族からの影響によって明の末期から清の初めにかけてつけられるようになったといわれる。したがって、姓がつけられる以前の苗族の名前は「名」の部分のみであった。姓は苗族社会でも、一般的に父系親族組織を示すシンボルとなっており、村落は多くの場合、同姓者で構成されることが多い。反排村の報告（孔燕君1986）によれば、清兵が戸口調査（人口調査）の際に、苗族に姓をつけたといわれ、その後の改姓もかなりあるという。

苗族の「名」には二つの種類がある。ひとつは伝統的な苗族の名前である「苗名」であり、これは生後一週間以内に家族内で、主に祖父（父の父）や父によって、父子連名制の原則にもとづいて命名される。誰もがこの苗名を必ずもっており、苗族の間ではこの苗名が一般的につかわれる。反排村では出生後3日目ないし5日目に祖父母あるいは父母によって命名されるが、ときには母方祖母が命名することもあったという。命名日には鶏や裕福な家族では豚を殺し、酒を飲んで祝った。苗名はつぎのような方法でつけられる。第一は季節にちなんだ名前であり、たとえば春や夏に生まれた子には、男子なら池、田、橋、金、銀など、女子なら花、果、菜、穀などから取った名がつけられる。第二は、子供をある種の自然物や建築物の子分として、岩石や樹木の名を取ってつけた名前である。第三は、シャーマンである鬼師が命名する名前である。

苗族のいまひとつの名前は子供が学校に通うとともに命名される漢名である。学校に行くにつけられるので「学名」ともいわれる。漢名は学校に行ってから、これもたいてい父親によってつ

けられる。ときには人望のある人が命名することもあるという。漢名は漢民族の命名原理である輩行制の原則によって命名されるが、苗族社会においては輩行制原理が貫徹されているとはいえない。苗族では、現在でも学校に行かない子供が多く、こうした子供たちには漢名がつけられないから、漢名をもたない人も多い。学校に行かないのはとくに女性に多いから、昔も今も漢名を持たない例はとくに女性に多い。この意味では名前においても、男性より女性の方が苗族の伝統の保持者である。苗族のなかには、女性を中心として漢字を読めない人も多く、漢名は苗族の日常生活で使われることはほとんどない。漢名は漢民族社会との接触場面である学校や公的な登録などに使用される名前である。苗名と漢名の二重構造が苗族の命名システムの特徴である。

## (2) 父子連名制の諸事例

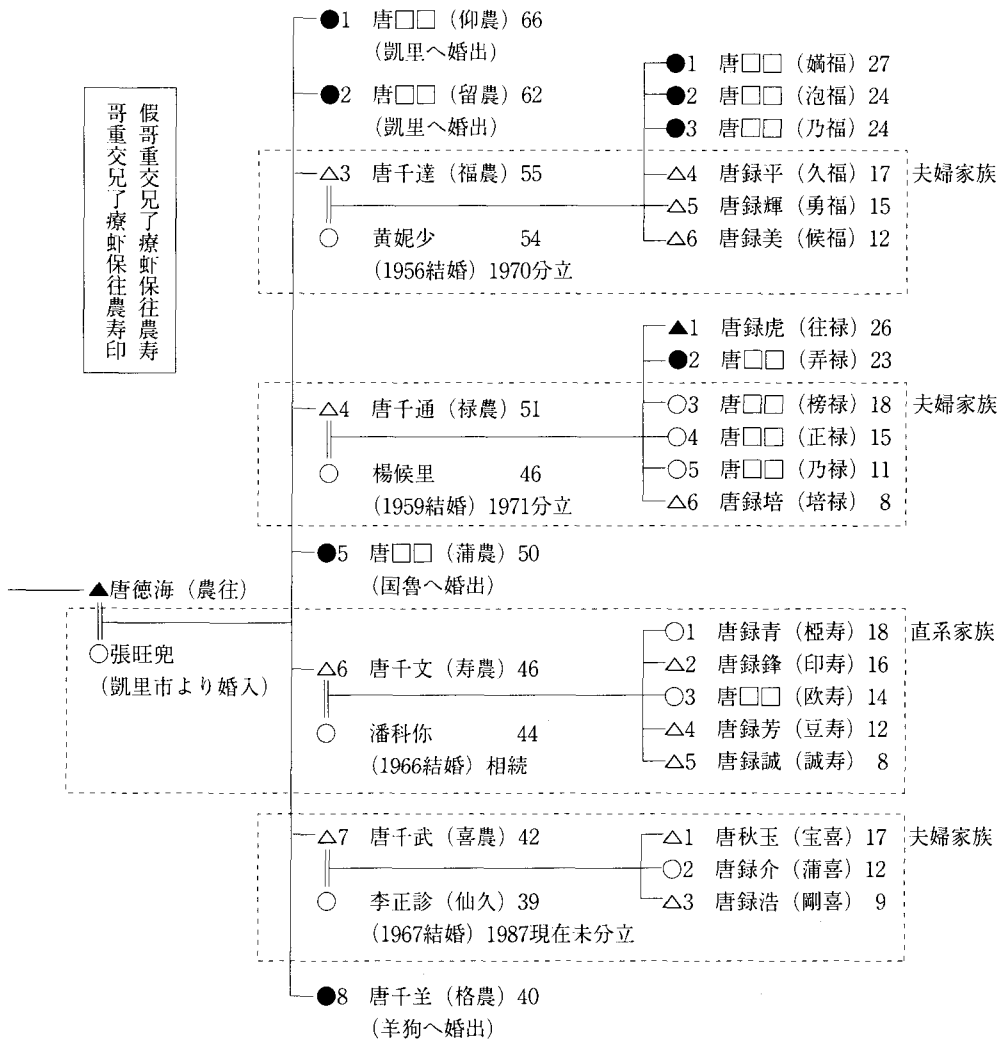
父子連名制は、男女とも、父親の苗名の一字を子供の名の一字にして名前をつける命名法である。場合によっては父の一字とともに祖父の一字を取ることもあるが、これは少数である。父子連名制によってつけられた名前をみれば、少なくともその子供の父親が誰であるかがただちにわかる。しかし母親は名前の上からはまったくわからない。ここではまず、虎羊村と梅影村で収集した父子連名制のいくつかの事例を提示したい。

### [事例1] 虎羊村 (図2)

この事例は家族のライフサイクルで示した家族の事例である。ここには3世代にわたるこの家族の家系図が示してある。それぞれの名前は「唐徳海 (農往)」のように記載しているが、最初の「唐」は姓を示し、「徳海」が漢名を示している。( ) 内に示したのが苗名である。漢名の部分が「□□」となっているのは多くは女性であるが、これは漢名をもたないことを示している。以下の図の記載の方法もこれと同じである。

この家族の苗名はすべて二字名である。一番左の列の第一世代の父親「農往」の子供(第二世代)は男子4人、女子4人であるが、その苗名は「仰農」「留農」「福農」「禄農」「蒲農」「寿農」「喜農」「格農」となっており、男女ともそれぞれの苗名の後の一字に、父親の苗名の最初の一字である「農」の字を入れている。父子連名制はこのようにして父と子が名を連ねる命名法である。父子は「農」という字を共通にしているから、苗名をみれば外見からも父子関係を確認することができる。母親の一字を取ることは全くない。この兄弟姉妹の場合で注目されるのは、男子の苗名の残りの一字が「福」「禄」「寿」となっていることである。これは七福神の一つの名前であり、これに因んで命名されたことは明らかである。女子の名前の残りの一字については、こうした関連性はないようである。つぎに、これら8人の兄弟姉妹の子供の名前をみると、姉妹の名前はその子供には伝わらないから、問題になるのは兄弟の子供(第三世代)の名前である。長男「福農」の子供は男子3人、女子3人の6人で、その名前は「嫡福」「泡福」「乃福」「久福」「勇福」「候福」であり、第二世代の苗名と同じように、例外なく父親の最初の一字の「福」をそれぞれの名前の後の一字に入れて命名されている。この原則はほかの兄弟の子供の場合もまったく同じであって、

図2 <苗族の父子連名制の事例I> (貴州省雷山県)



輩字 (唐) 大志金芝炳光成健太来向台千録孝万代吉仁家

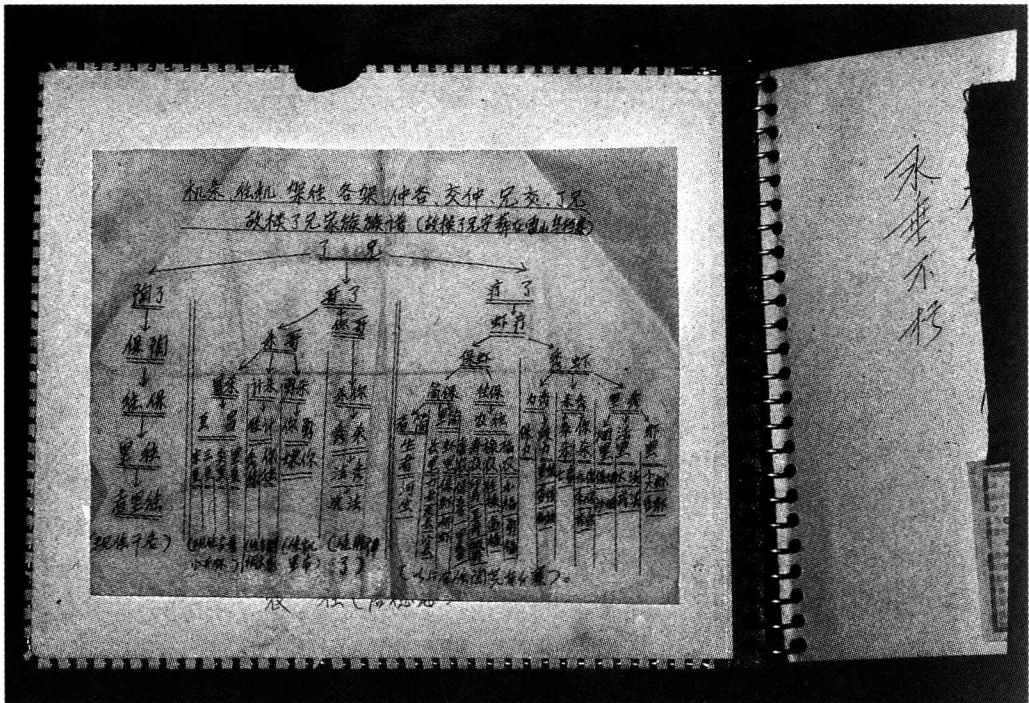
次男の場合は「禄」、三男の場合は「寿」、四男の場合は「喜」の一字がそれぞれの子供の後の一字になっている。このように、この家族では3世代にわたって、一例の例外もなく父子連名制の原則通りに苗名が命名されてきたといえよう。

苗名によって父子関係が確認できることはすでに分析した通りであるが、その他の関係はどうであろうか。まず、一世代隔たった祖父母と孫の関係についてみると、両者は苗名のうえで何ら字を共通にしていないから、第一世代の「農往」と第三世代の「泡福」が祖父母と孫の関係にあることは、苗名によっては確認できない。なかに第二世代の「福農」を挟めば、確認が可能であるが直接の確認は無理である。兄弟姉妹関係は父親の一字、しかもそれぞれの苗名の後の一字を共通にしているから、ただちにその関係を確認することができる。しかしながら、それより遠い



関係である第一イトコ、第二イトコとは苗名では何らの共通点をもたないから、直接その関係を名前によって確認することはできない。これまでの検討から明らかなことは、この事例においては、苗名によって外見からも判断できる親族関係は、父子関係と兄弟姉妹関係というきわめて狭い関係に限定されることである。

この家族の写真アルバムの中に、8世代、24家族におよぶ1枚の手書きの系譜が納められている(写真9参照)。この系譜の表題は「父親紀念集十代祖宗譜」とあり、なかにはまた「故棣了兄家族族譜」とも書かれている。24家族のうち虎羊村に在住するのは15家族であるが、これらの系譜がすべて苗名で記載されている。12世代のわたる苗名は、跡継ぎ(D6)の家族を例にとれ



9. 系図



10. 完全小学校

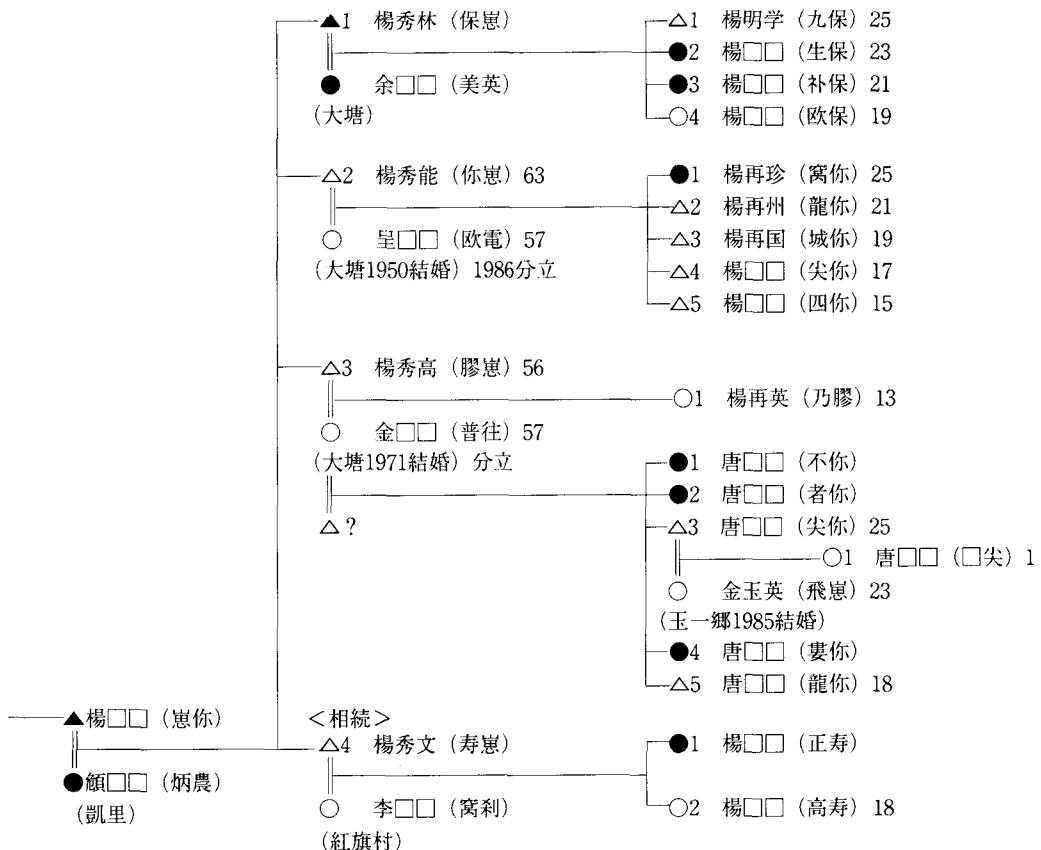
ば、古い世代から「哥假」「重哥」「交重」「兄交」「了兄」「療了」「虾療」「保虾」「往保」「農往」「寿農」「印寿」である。過去12世代についてもこの家族の苗名はすべて2字であり、苗名はすべて父子連名制の原則にしたがって命名されている。こうした系譜は文字として記載されるばかりでなく、人々の記憶の中にもある。たとえば、この家族の世帯主はこの系譜をすべて記憶しており、系譜を見ることなくすべての名前を書き上げることができる。

[事例2] 虎羊村 (図3)

この家族では、再婚やそれに伴う連れ子の例があり、[事例1] に比べて関係がやや複雑である。この家族では第2世代の4人の男子のうち、末子の四男が跡継ぎになっているが、四男には男子がないので、将来はその財産は兄弟が相続することになるという。四男が居住する家屋などの財産は兄弟4人のものであるから、この処置でよいのだという。長男夫婦はすでに死亡しているが、長男夫婦の子供2人は三男と同じ棟の家屋に居住して、家を半分に仕切り、入口も別にして居住空間を分離しているばかりでなく、苗年行事の豚殺しも別々に行なっているから、この二つの家族は独立した家族と見なすことができる。

この家族も2字の苗名を特徴としている。第二世代の4人の男子の苗名の後の一字には父親の

図3 <苗族の父子連名制の事例Ⅱ> (貴州省雷山県)



名前の前の一字である「崽」が使われており、父子連名制の原則にしたがって命名されている。第三世代の苗名についても同様であり、苗名については〔事例1〕の家族と同じ原則で命名されている。ただし、三男（苗名・膠崽）の家族は、再婚後男子が生まれなかったため、将来は現在の配偶者の連れ子（苗名・尖尔）が跡継ぎになることが予定されているという。この場合、連れ子は実の父親の苗名を継承しており、三男とは苗名上の共通性は何もないことになる。姓もまた三男とは異なる。

〔事例3〕 虎羊村（図4）

この事例は〔事例1〕と同じ唐姓の事例である。第一世代に6人の兄弟姉妹があり、それぞれの家族の名前がこの図に記載されている。第一世代のなかでは一番末の5男が跡継ぎになっており、この家族でも末子継承が認められる。これまでの二つの事例と異なって、この事例では苗名がすべて3字名となっている点に特徴がある。この3字の苗名がどのような構造になっているかを検討してみよう。そのためには、第三世代の苗名の分析が有効である。第一世代の長男（保往你）の家族の場合、第三世代の子供たちの苗名の後の2字（「然保」）は父親の苗名の前の2字と同じである。つまり第三世代は父親から2字を継承している。このうち、「然保」の後の1字「保」は父の父の苗名と共通であり、祖父からも1字を継承していることになる。したがって、第三世代の3字の苗名のうち、2字は父親と共通にし、1字は祖父と共通にしていることになる。つまり、3字名の場合は父の父とも一字を共通にしている点で、これまでの2字の苗名と異なるといえる。第四世代の苗名も同じ原則で命名されており、また、長男系統以外の家族の3字の苗名にもこれと同じ原則が認められる。つまり、3字の苗名の場合には父子関係ばかりでなく、祖父と孫との関係も名前の上に表示されるのである。傍系親族関係についても、2字名では共通性がなかった第一イトコの関係まで一字を共有するから、2字名に比べて名前によって表示する関係が直系親族の世代範囲において1世代、傍系的関係においても1世代前からの関係にまで拡大されることになる。しかしながら、3字名の場合においても2字名と同じように、第1イトコよりさらに遠い親族関係を苗名から直接確認することはできない。

この家族でも過去10世代の苗名を世帯主が記憶しており、それを古い世代から並べれば以下の通りである。「往高」「你往高」「喜你往」「皆喜你」「寿皆喜」「保寿皆」「你保寿」「往你保」「九往你」「你九往」「海你九」（次男系統の苗名）。ここで注目されるのは、最初の世代は確認できないが、2代目からの苗名がすべて3字名であることである。このような事例から、虎羊村には2字の苗名を伝統とする系譜と、3字の苗名を代々命名する系譜の別が存在するのかも知れない。また、この家族の世帯主は67世代の先祖の苗名とその居住地を記憶しているといい、実際に私にその名前を語ってくれた。このように苗名が直系的には父子もしくは祖父と孫の関係しか表示できないにもかかわらず、遠い過去の世代まで先祖の名前が記憶され、暗誦されている事実はある。

〔事例4〕 梅影村（図5）

これまで虎羊村の事例を検討してきたが、つぎの2例は台江県梅影村の事例である。梅影村に

図4 <苗族の父子連名制の事例Ⅲ> (貴州省雷山県)

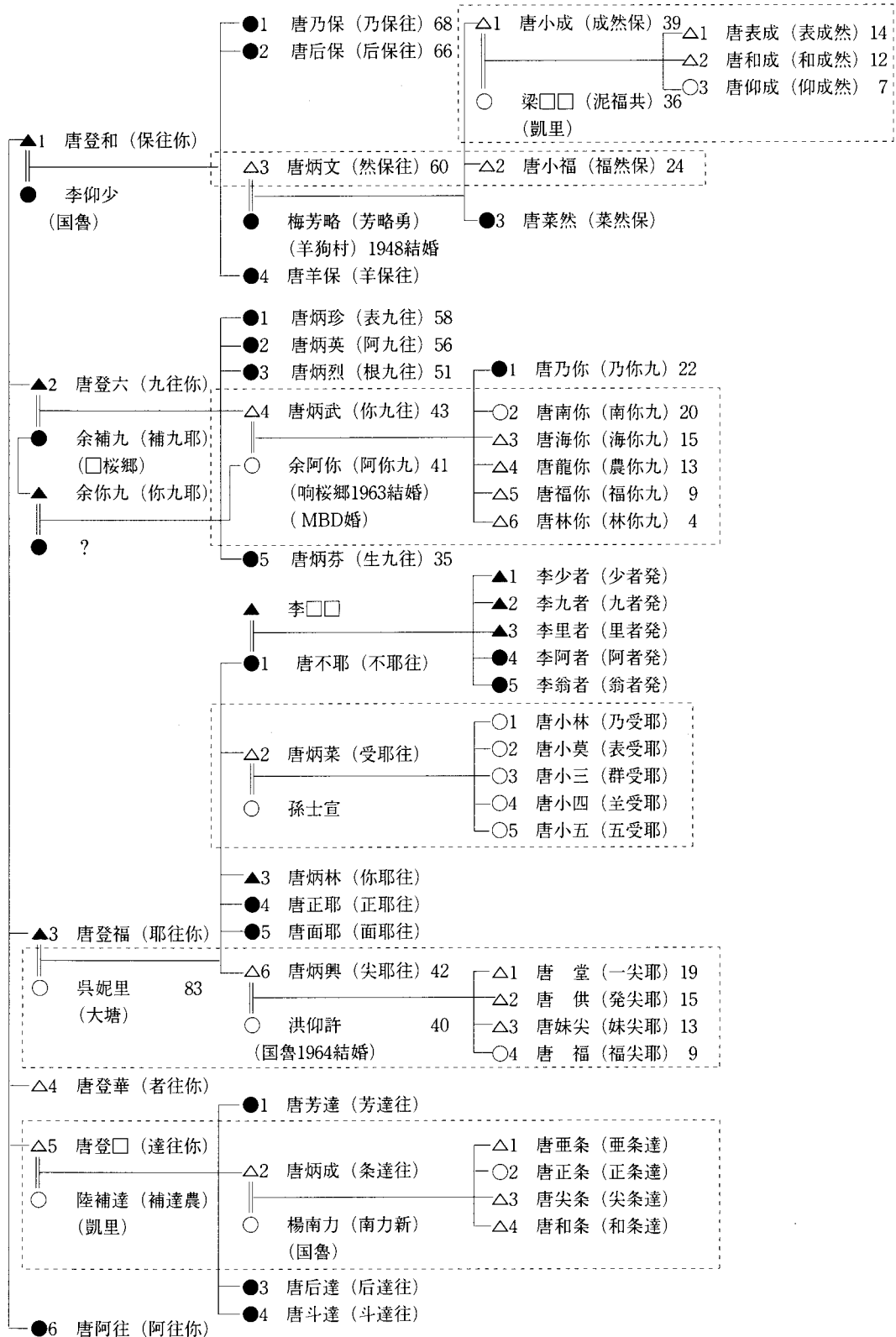
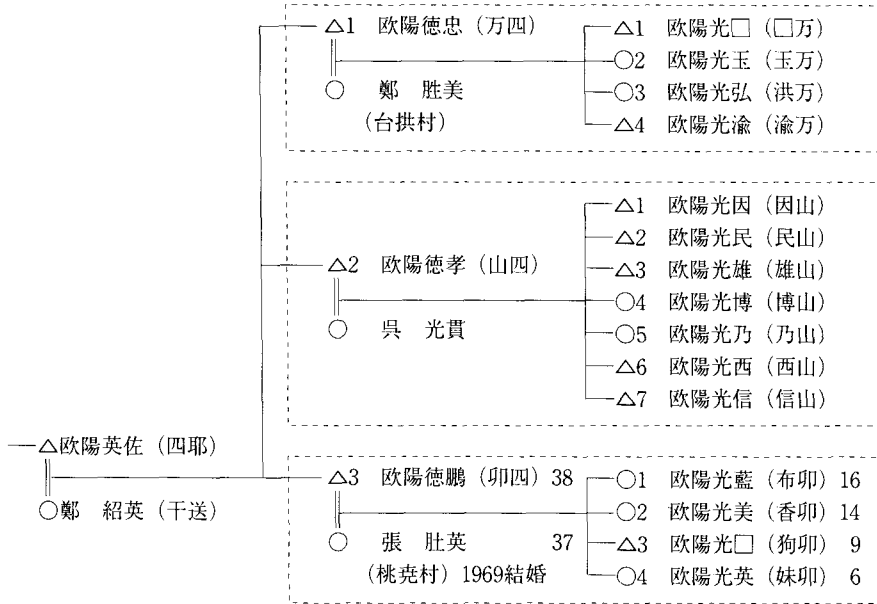


図5 <苗族の父子連名制の事例Ⅳ> (貴州省台江県海影村)



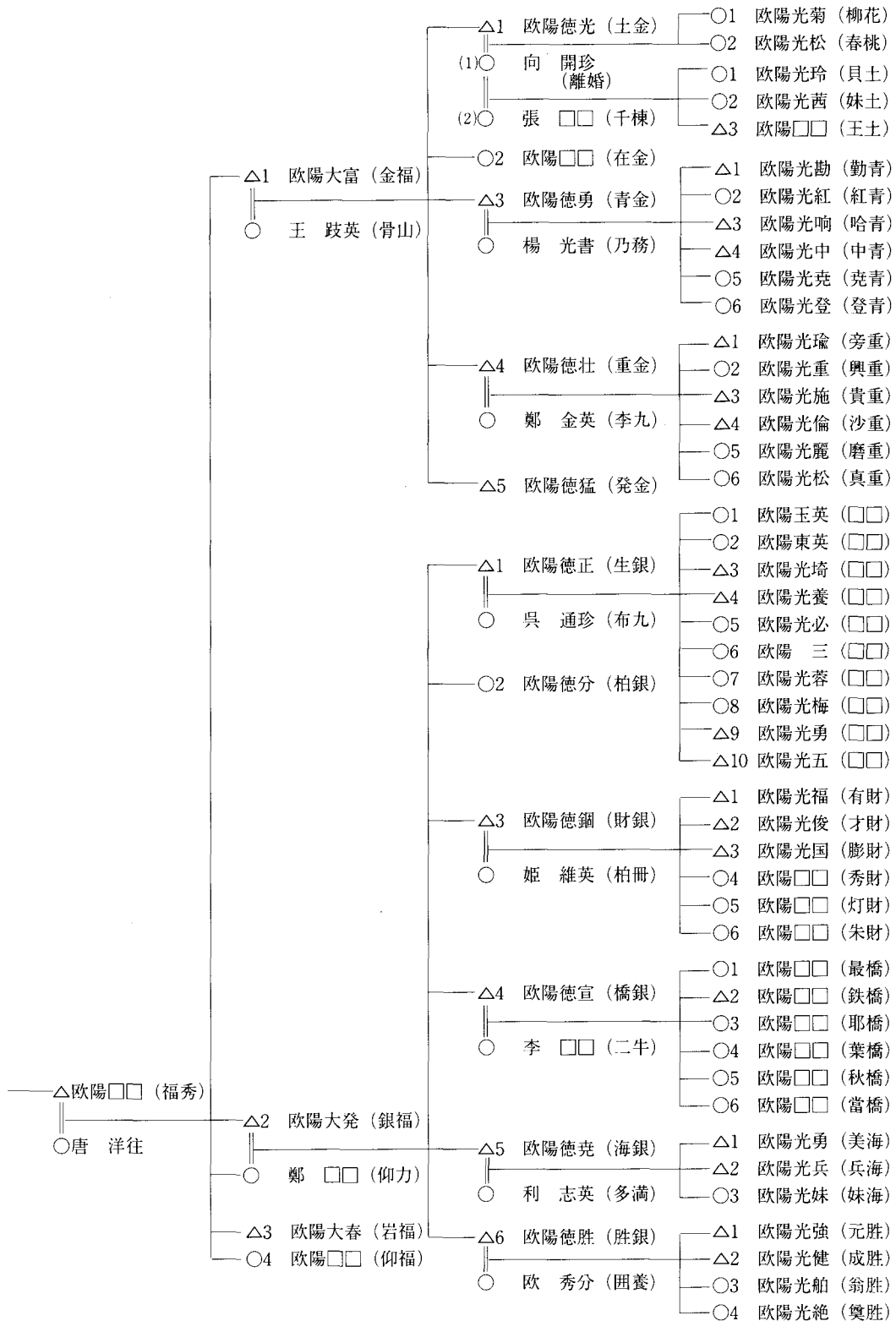
<欧陽姓の輩字>再朝啓大德光明承天席倫常永百世立正可以華

においても父子連名制にもとづく苗名と、輩行制にもとづく漢名の二つの名前があり、基本的な構造は虎羊村の場合と同じである。この家族は三男が跡継ぎになった事例であり、いわゆる末子継承が梅影村の家族にも認められる。この事例では、苗名はすべて2字名であり、父親の名前の最初の一字を、自分の名前の後の一字に入れるという原則で例外なく苗名が命名されている。

[事例5] 梅影村 (図6)

この事例は8家族を含む欧陽姓の事例である。これらの家族は第2世代の長男の系統の家族と、次男の系統の家族に大きく別れる。長男の系統では、第3世代の5人の子供のうち、次男の欧陽徳勇が跡継ぎになっている。この場合、跡継ぎは末子ではなく中間の次男である。これは一種の選定的な継承である。第2世代の次男の系統でも第3世代の5人の男子のうち、理由は明らかではないが四男が跡継ぎになっており、ここでも選定的な継承が行なわれている。したがって、この家族の事例で見ると、梅影村では末子ではなく選定的な跡継ぎ選択が行われているといえる。この事例の家族の苗名も、一部をのぞいて父子連名制の原則にしたがって命名されている。次男系統の第4世代の子供のうち長男の子供の苗名が不明であるが、このほかに父子連名制の原則にもとづかない命名は、長男系統の第3世代の長男の先妻の子供2人のみである。この2人の苗名は「柳花」「春桃」であって、いずれも花や木の名前である。この2人は春に生まれので、母親が春にちなんだ花や木の名前をとって命名したのだという。すでに「苗名と漢名」で触れたように、苗名にはこうした季節に因んだ名前があるが、その場合でも父子連名制の原則にそって命名されるのが一般的であるが、この事例は父子連名制の原則を無視して命名されている。こう

図6 <苗族の父子連名制の事例V> (貴州省台江県梅影村)



した事例は今回の虎羊村と梅影村の調査で得られた資料のなかではこの例のみである。

### (3) 父子連名制の構造

これまで苗名と父子連名制について、虎羊村と梅影村の7つの事例を提示し、その個々について検討してきた。ここではこれらの事例を通して、この地域の苗族の父子連名制の一般的構造について検討し、さらに父子連名制の特質がすでに家族サイクルや家族制度を手がかりとして検討した、家族・親族組織の構造や祖先祭祀の特質とどうかかわっているかを考察してみたいと思う。

二つの村の調査によれば、この地域の苗族はすべて苗名をもっており、苗族の伝統的命名法である苗名が今日でも強く保持されている点をまず指摘できる。苗名は漢名に先だて命名され、しかも日常生活でもに使われるのはこの苗名であり、公式の場面でしか使用されない漢名と比較して、その使用範囲がひろく頻度も圧倒的に多い。これまでの報告によれば（黔東南苗族侗族自治州概況編集組1986など）、調査村落以外でも、この地域の苗族では苗名が一般的であるから、苗族の名前の中心は父子連名制によって命名される苗名であり、また苗名を通して父子連名制の原理が堅持されているといえよう。

これまでの事例から明らかなように、苗名の命名には二つの方法がある。ひとつは2字の苗名であって、この場合は父の一字をとって命名される。いまひとつは、3字の苗名であり、この場合は父の一字ばかりでなく、父の父（祖父）の一字もとって命名される。この二つの方法は意味する内容もやや異なる。

2字の苗名の場合父親の名前の最初の一字を、子供の名前の後の一字に入れて命名される。父親から継承する一字は、父親独自の名前の部分であり、父親が祖父から継承した部分ではない。この命名法は、父親の独自の名前を継承することに意味があり、これによって父と子が命名上のシンボルを共有することになる。父親の一字を継承することによって、父と子は文字の外見上および名前の発音の上でも一部を共有するから、父子関係を名前によって明示することができる<sup>(12)</sup>。これに対して、母親とは命名上の共通性は何らもたないから、名前の外見や発音からただちに母子関係を確認することはできない。また、2字の苗名の場合、祖父とは名前の上で共通性をもたないから、祖父と孫の関係を名前から確認することはできない。つぎに傍系親族関係についてみると、2字名の場合、父親の1字は男子ばかりでなく女子の苗名にも継承されるから、父親の1字を共有することによって、兄弟姉妹関係を苗名から確認することができるが、イトコ関係以上の傍系親族関係を確認することはできない。このように2字の苗名は、父子関係と兄弟姉妹関係を名前の上で確認できるにすぎないから、苗名によって指示される親族関係はきわめて狭いといえよう。

これに対して3字名はどうであろうか。3字名の苗名は虎羊村の〔事例3〕の家族のみに見られ、2字名に比べて例が少ない。3字の苗名の場合、最初の1字は子供の固有の字であり、中間の2番目に父の1字、最後に祖父の1字がはいる。3字名の場合にも母子関係は確認できないが、

その他の関係の指示内容は2字名の場合よりもやや拡大する。すなわち、直系的には父子関係に加えて祖父と孫の関係を確認することが可能であり、また傍系的には兄弟姉妹関係ばかりでなく第一イトコの関係まで確認することができる。しかし、それ以上の関係は2字名と同じように指示できない。結論的に言えば、父子連名制によって指示できる最大の親族範囲は、3字名の場合でも祖父と孫、および第一イトコの関係までであり、より一般的な2字名の場合には、父子関係および父親を共通にする兄弟姉妹関係というきわめて狭い親族範囲しか指示できない。つまり、父子連名制によっては、姓で表示される父系親族組織のごく一部の関係しか指示することができないのであって、この点は同一世代の広い親族関係者との関係を指示できる輩行制とは異なっている。父子連名制がきわめて狭い範囲の親族関係しか指示できない点は、苗族の親族組織と特質に関連していると思われるが、この点については後にまた検討したい。

つぎに、父子連名制によって遠い先祖まで系譜をたどることができるかどうかを検討してみたい。苗族のなかには60世代以上にもわたる系譜を記憶し、暗誦する人がしばしば見られる。[事例1]の世帯主は12世代わたる系譜をまたたくまに書き上げたし、[事例3]のある世帯主は67世代にわたる先祖名とその居住地を記憶していた。また、孔燕君(1986)によれば、反排村では15代の父子連名を暗誦している人がいたし、他の村でも40代の名前を記憶していた人がいたと報告されている。竹村卓二(1981)のアカ族の父子連名制の報告にも、「葬儀や各種の修祓儀礼の場で、祈禱師が当事者の数十代に及ぶ歴代の祖先名をリズムミカルな口調で呪誦する光景を再三目撃している」とあり、アカ族でも同じような事実が報告されている。さらに、1988年2月に国立歴史民俗博物館で開催した「日中農耕文化比較シンポジウム」でも、潘定智氏は父子連名制によっても遠い先祖までたどることができると主張された。この問題の回答は明白である。父子連名制自身によっては、直接的には祖父と孫の関係以上に世代深度の深い関係を指示することは不可能であるが、継承されている字をつぎつぎに連結することによって、遠い先祖まで遡及することができるのである。[事例1]の虎羊村の事例に示すように、しりとり式に名前を連ねることによってそれが可能となるのである。現実的にも多くの世代にわたる苗名を暗誦する人がいる以上、父子連名制によって間接的に遠い先祖との関係を明らかにすることができるというべきであろう。しかしながら、父子連名制によって直接確認しうるのは遠い先祖との関係ではなくて、父子、祖父と孫など近い関係であり、父子連名制について重要なのはこの点である。

父と子、祖父と孫など父子連名制が示す親族範囲は、苗族の社会構造のなかでもっとも重要な関係であると考えられる。この範囲は姓によって示される親族範囲と比較してきわめて狭い。漢民族の社会組織は姓で示される大きな単系親族組織を中心としているが、苗族の社会組織の中核はそれよりもかなり狭い範囲、すなわち、父親とその子供を中心とする親族範囲である。この範囲をここでは「父系小リネージ」とよぶことにしたい。父系小リネージの重要性を示すのは、家屋などの財産に関する所有関係および相続である。すでに検討したように、苗族は男子の均分相続制度を基本として、女子には財産は分割されない。男子均分相続といっても厳密には親の扶養



と祖先祭祀を担当する「跡継ぎ」が男子のなかから選定され、跡継ぎには他の男子に加えて一定の財産が付加される。親の財産分割がなされるまで、男子は結婚後、配偶者をともなって家族を構成するから、一時的には複合家族が構成される。跡継ぎ以外の男子は、保有する田畑や山林に新しい家を建てて独立するが、これまでの事例で検討したように、新しい家の建築にあたっては独立する男子ばかりでなく、兄弟の全員がその費用を対等に負担する例が多い。このことは跡継ぎが相続したもとの親の家屋、および新しく建てられた家屋の双方について、兄弟（姉妹はのぞく）が潜在的に対等の権利を保有していることを意味している。一方、苗族では養子制度が未発達である。その要因は、あらたに独立した家族に跡継ぎの男子が誕生しない場合、養子縁組によって家族の世代的連続をはかる方法ではなく、跡継ぎのいない家族の財産は兄弟の子供誰かが相続すればよいという観念である。苗族の家族では、家族の超世代的連続はつよく追及されるべき価値ではないのである。この点で苗族の家族は永続的傾向の強い日本の家族とは異なる。つまり、苗族には日本的な「家産」の概念もなく、また漢民族的「族産」の概念もない。苗族の財産観念の中心は、家産と族産の中間ともいべき父系小リニージ単位の財産保有なのである。この範囲は父子連名制の指示する父親とその男子を中心とする親族範囲とほぼ一致しているといえよう。

また、苗族の祖先祭祀は13年に1度の「鼓社節」のように姓で示される広い父系親族組織の遠い先祖を祀る儀礼もあるが、中心は墓や神牌、新年儀礼などによって行われる家族単位の祖先祭祀である<sup>(13)</sup>。祖先を祀る新年行事のための豚殺しが家族単位に行われる事実は、祖先祭祀の単位が家族であることを象徴しているといえる。苗族の墓は集落の内部や周辺の間などにあるが、墓は個人個人別々であって、夫婦や家族単位の墓は基本的にない。しかも、墓の位置の選定は死亡時期、年齢を基準とした風水によって行われるから、ひとつの家族の墓はあちこちに分散され、遠い先祖の墓はやがて忘れられていく傾向にある。虎羊村では清明祭で墓に詣るのは3世代前までの先祖であり、その前の先祖の墓は段々と場所さえもわからなくなってしまうという。したがって、祖先祭祀の世代深度も浅く、その範囲も父子連名制が示す狭い親族範囲に対応している。この点において漢民族的の輩行制が示す広く深い親族範囲とは対照的である。このように、父子連名制が指示する狭い親族範囲は、財産をめぐる苗族の社会関係や祖先祭祀の範囲に対応しているといえよう。父子連名制は苗族の社会構造と相互に関係しながら存在しているのである。

#### (4) 父子連名制の比較

苗族にみられた父子連名制は、チベット＝ビルマ語族において広く行われてきた命名法であることは早くから知られている（白鳥芳郎1957、竹村卓二1981など）。竹村卓二によれば、この命名法は西南中国（四川、雲南）および東南アジア大陸北部（ビルマ、北タイ、北ラオス）地域のチベット＝ビルマ語族に限って分布し、タイ語系その他の諸種族には全くない指摘し、父子連名制が見られる種族社会として彝族、納西族、景頗族、哈尼族などをあげている。ここにはこの報告でとりあげる苗族は含まれていないし、このほかにも藏族で父子連名制の存在が確認されて

いるから、父子連名制はさらに広い地域でおこなわれていると考えられる。まず、竹村卓二の報告によってアカ族の父子連名制とその基盤となる親族組織について検討してみよう。

アカ族ではすべての個人名は父子連名制によって命名されている。アカ族には2字名の父子連名制と3字名の父子連名制の二つの型があり、その原理は苗族の場合とまったく同じである。アカ族には、クランとリニージに比定しうる二つのレベルの父系親族組織がある。クランはアクと称し、外婚単位をなしていない。これに対してロン・ドウと称されるリニージは自律集団であり、族長の家族には祖霊祠が設けられて祖先祭祀が活発に行なわれる拡大家族程度の集団である。こうした父系親族社会にあって父子連名制は、個々人が直接的に系譜を辿る手段として機能しているという。40数代にわたる系譜が、父子連名制の規則的な命名法によって暗誦されるという。竹村卓二の父子連名制についての考察は、父子連名制の諸形態から基本原理を明らかにし、それを社会構造と関連させるという手順で分析されたものではないが、アカ族の父子連名制が父系親族組織を基盤とする命名法であることが明らかになったといえよう。

つぎに祖名継承法の一つとしての父子連名制を、日本および沖縄の祖名継承法と比較してその特徴を考察してみよう。日本の祖名継承法には父方の先祖から名前を継承する「父系型」と、父方母方双方の先祖から双系的に名前を継承する「双系統型」があるが、苗族の父子連名制と直接比較しうるのは、日本の「父系型」の祖名継承法と沖縄の「名乗頭型」の祖名継承法である。図7の〔事例1〕典型的に示されるように、襲名や親の名前の一字をとる父系型の祖名継承法は、家族内部において家族シンボルをなしている命名上の文字を、代々の跡継ぎが継承していく型であり、継承者がほぼ跡継ぎのみに限定される点において、子供全員が父親の一字を継承する父子連名制とは異なる。また、父子連名制では、その家族のシンボルとなる字の超世代的継承が見られない点でも父系型と異なる。苗族の父子連名制によって継承される文字は家族に帰属するものではなく、父の名前の一部である。したがって、継承される文字を見ても家族集団の帰属を判断することはできない。さらに図7の〔事例3〕に見られるように、父系型の祖名継承法においては、本家と分家でシンボルとなる文字を差別化する点に特徴があり、この点も父子連名制と異なる。要するに、日本の父系型の祖名継承法は、超世代的連続をめざす家族観念を背景とする祖名継承法であって、家族永続観念の希薄な苗族の祖名継承法とは異なるのである。

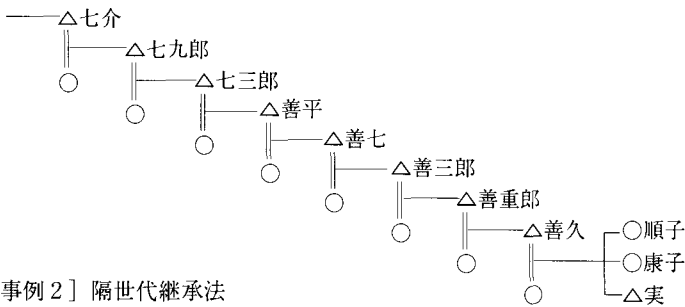
沖縄の伝統的な名前である童名は、「双系統型」の継承法で行われるが、日本風の名前とされる名乗頭の祖名継承法は、父親の名乗頭の一字を男子全員が継承する型であるが、男子に限定されている点や、継承される名乗頭が一代継承ではなく超世代的に継承される点でも父子連名制とは異なる。名乗頭型の祖名継承法<sup>(14)</sup>は名乗頭の共通性によって、沖縄の単系的親族組織である門中の成員を意味するが、父子連名制はこうした広い範囲の親族関係を確認するための命名法ではない。したがって、父子連名制の原理と日本の父系型祖名継承法、沖縄の名乗頭型祖名継承法の原理はそれぞれに異なる。それは祖名継承法の基盤となる家族や親族関係の構造が異なるからである。しかしながら、漢民族の命名法が先祖と子孫間で行われる祖名継承法ではなく、世代原理

表1 祖名継承法の比較

指標	父系型	双系型	父子連名制 Miao
taker 世代	少（相続者のみ） 連続世代継承法 （家父長制的強制）	全員 隔世代継承法 （生れかわりの観念）	全員 連続世代継承法
giver 父方母方 地域	死者を含む 父方 近江	生者のみ 父方・母方 五島	死者を含む 父 苗族
意義 先祖観念	家族のシンボル 父系的な先祖観念	家族を超越，個人関係 双系的な先祖観（村の先祖）	父子関係，兄弟リネージ 父系的な先祖観念
sub-type	襲名型 一字継承型 名乗頭型	増田型 嶺山型 八重山型 久根浜型	

図7 日本の父系型祖名継承法の事例（滋賀県愛知郡愛東町小倉）

[事例1] 一字継承型（連続世代継承法）



[事例2] 隔世代継承法

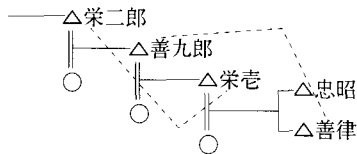
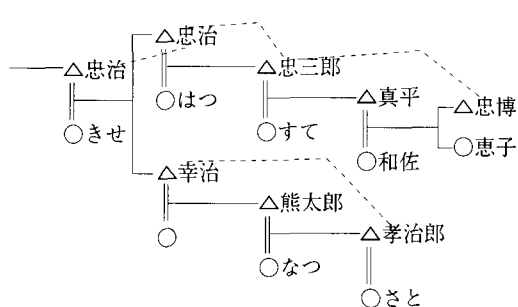


表2 継承関係（小倉）

世代	関係	男	女	計	%
G+4	FFFF	2	0	2	2.4
G+3	FFF	9	0	9	10.7
G+2	FF	31	0	31	36.9
	FF+F	1	0	1	1.2
G+1	F	36	1	37	44.0
	FZ	1	0	1	1.2
	M	0	1	1	1.2
	MB	2	0	2	2.4
計		82	2	84	100.0

(Fは父，Zは姉妹，Mは母，Bは兄弟を示す)

[事例3] 本家と分家の名前のシンボルの差別化



○襲名（愛東町青山）

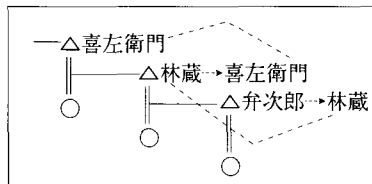
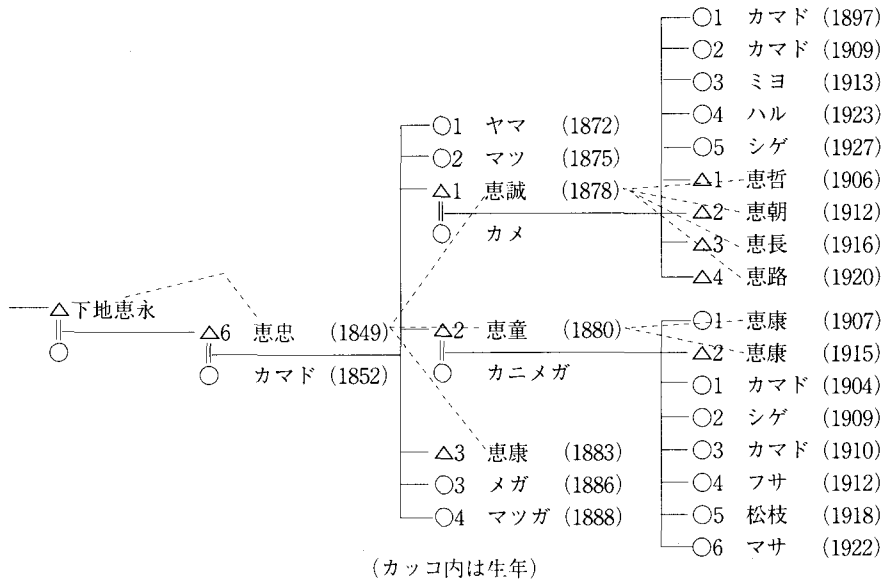


図8 沖縄の名乗頭の継承 (沖縄県宮古島砂川間切下里村)

・士族六男ヤーの系図 (大城健1975)



としての輩行制にあることを考慮すれば、漢民族との比較において、苗族と日本・沖縄はそれぞれの親族組織を背景としながらも、祖名継承法をもつ点で共通しているといえよう。

## 4 漢名と輩行制原理

### (1) 漢名の事例

苗名の事例で用いた図によって、つぎに漢名について検討してみよう。漢名は輩行制の原則によってつけられる名前である。輩行制とは、各世代ごとにきめられた一字 (これを輩字という) を名前の上の一字として命名する命名法である。したがって、輩字を見ればその人が親族組織のなかでどの世代に属するかが一見してわかる命名法である。

#### [事例1] 虎羊村 (図2)

この家族の姓は「唐」であるが、この家族で出生した者は男女とも唐姓がつけられる。姓は父系親族組織のシンボルである。苗族は夫方居住婚であるが、女性は結婚後も姓を変更しない。漢民族からの影響で苗族にもつけられるようになった姓は、漢民族社会の原理がそのまま受け入れられている。つぎに名前をみると、たとえば第二世代では男子4人にはすべて漢名がつけられているが、上の3人の娘には漢名がつけられていない。おそらくこの3人は学校に行かなかったの漢名がつけられなかったと思われる。末子の四女になってはじめて女性にも漢名がつけられて

いる。漢名は二字名であり、最初の一字はすべて「千」であり、これがこの世代であることを示す輩字である。輩字の後の一字（たとえば「達」「通」「文」「武」）がそれぞれの個人の固有の名である。第三世代でもかなりの女性に漢名がつけられていないが、この世代の輩字は1例をのぞいて「録」の字がつけられている。四男の長男がなぜ「秋」の字をつけたかは明らかでない。この系図の限りでは輩字はほぼ統一されているといえよう。虎羊村の唐姓をもつ父系親族の輩字の順序は、「大志金芝炳光成健太来向台千録孝万代吉仁家」とされており、最後の「家」まで行けばもとの「大」にもどるとされる。こうした漢名は大きな父系親族組織のなかでどの世代に属するかを確認するための命名法であって、漢名からは親子関係や兄弟姉妹関係などの親族関係を確認することはできない。

#### [事例2] 虎羊村（図3）

この家族は、再婚と再婚の際の連れ子を含む事例である。この家族の場合、漢名がつけられている人数が[事例1]に比べてきわめて少ない。[事例1]がかなり有力な家族といわれるのに対して、この家族は世帯主自身かつては貧しかったと語っており、したがって学校に行く子供が少なかったことが、漢名の少ない背景と考えられる。このことは漢名の命名には階層差があることを意味している。第二世代の4人の男子の漢名には「秀」の輩字が用いられている。第三世代では、「再」の4人のほかに、「明」が1人いる。ほかに漢名がつけられている人が少ないので明確には判断できないが、人数の多さからみてこの世代の輩字は「再」とみてよいであろう。この家族では、三男（漢名・楊秀高）に再婚後の男子がないので、配偶者の連れ子が跡継ぎになることが予定されている。この場合、姓が「楊」から「唐」に変化することになるが、このことについてはこの家族はさしてこだわっていないようである。

#### [事例3] 虎羊村（図4）

この家族の事例では、漢名にこれまでの事例にはなかったさまざまな特徴がある。図6に示す名前は、この家族の世帯主自身の記述によるものであるが、これまでの事例と異なって、苗名と同じ名前が漢名にも記載されている。実際に姓と漢名ではなく、姓と苗名を組み合わせるあたかも漢名のように使う用法がある。これはその例である。その場合、漢名として使われるのは、3字名の苗名のうちの最初の2字である。これは漢名が2字が多い例にしたがったものと思われるが、この場合、苗名のなかの祖父との共通部分が漢名では省略されたことになる。こうした例をのぞくと、純粋に漢名がつけられている人はかなり少ない。また、この事例では、大きな父系親族組織のなかで世代を示す統一的なシンボルである輩字が、家族によって不統一をきたしているが注目される。この系譜の第一世代と第二世代の輩字はそれぞれ「登」と「炳」であって、これは家族を越えて共通しているが、第三世代の輩字は、長男の系統と三男の系統の一部では「小」であるが、次男の系統の輩字は「深」となっており、また三男の系統の一部では漢名が1字のみで輩字がない場合もあり、かなり混乱が認められる。この事例の漢名のいまひとつの特徴と思われるのは、三男の系統の一部に兄弟姉妹順を示す「排行制」のような漢名がみられることである。

三男系統の第三世代の名前のなかに、「小三」(3女)、「小四」(4女)、「小五」(5女)とあるのがその例である。排行制にもとづく命名はこの事例のみであって、苗族の名前に一般的に排行制が認められるかどうかは確認できない。

[事例4] 梅影村 (図5)

つぎに梅影村における漢名の構造をみてみよう。梅影村は戸数約70戸のうち、約60戸は「欧陽」という二字姓の家族である。欧陽姓どうしは同姓不婚の原則によって結婚できないが、梅影村以外の欧陽姓とは結婚が可能だという。梅影村には、欧陽のほかに少数ではあるが、楊、徐、鄭、劉、田などの姓がある。この事例の3家族における漢名は、輩行制の原則にしたがって例外なく命名されている。輩字の原則も厳格に守られており、最初の世代から順に「英」「徳」「光」の輩字がそれぞれの漢名の最初の一字に盛り込まれている。欧陽姓では図5に示すように20世代にわたる輩字がきめられており、梅影村の欧陽姓はこれにしたがって漢名が命名されている。虎羊村の唐姓の輩字も20世代であったから、この点は共通していることになる。しかし図の第1世代については、輩字は「英」となっており、20世代の輩字と食い違っている。輩字以外の部分については、この事例では二つの傾向が見られる。ひとつは、苗名とまったく異なる字を用いて漢名を命名する方式であって、第一世代、第二世代と、第三世代のうち跡継ぎの三男の子供はこの方法で命名されている。これに対して、第三世代の長男の子供と次男の子供は、苗名の最初の一字、つまり父親から継承した字以外の部分と同じ字を漢名のなかにも入れて命名している。時期的には漢名の命名の方が遅れるから、これは明らかに苗名の一字をとって漢名を命名したものである。こうした例は虎羊村の事例にも認められたが、これは苗名と漢名が接近していることを示すものであるといえよう。しかしながら苗名と漢名の命名原理は堅く保持されており、その範囲内での両者の接近である。

[事例5] 梅影村 (図6)

この事例でも漢名は、全般的にはほぼ輩行制の原則に沿って命名されている。しかしながら、次男系統の第四世代の長男の子供たちの漢名の一部には、この世代の輩字「光」が用いられていない事例がある。また、漢名と苗名とでは使われている字が全く異なる例が多いが、第四世代の四男の子供の一部は、苗名と共通する字を漢名にも使用している例がある。こうした事例は、特定の親に見られる現象であり、親の好みに関係しているかも知れない。[事例4]と同じように、苗名と漢名の字が共通する事例は、もっとも新しい世代の一部に認められるにすぎないから、これは最近の傾向であるといえよう。この事例でも苗名と漢名の命名原理は堅持されている。

## (2) 漢名の構造

漢名は漢民族文化の影響によって苗族に取り入れられた名前であるが、苗族の全員に苗名が命名されているのに対して、漢名は苗族に普遍的な名前ではない。漢名は学校に行かなければ命名されないから、とくに女性に漢名をもたない人が多い。調査地域ではまだ義務教育制度は敷かれ

ていなかったから、学校に通学する苗族の子供はおそらく半分程度にすぎないと思われる。漢名は公的な名前であり、また苗族の母親の多くは中国語を知らないから、漢名が苗族の日常生活では使用されることはない。

漢名は輩行制を原則として命名される。輩字は父系親族組織である氏族ごとに決められ、多くの成員をもつ氏族内部における世代の確認の手段として重要な機能を果たしていると考えられる。しかしながら苗族では、[事例1] [事例2] [事例3] に見られるように、かなり厳格に輩字が守られ、輩行制が徹底していると思われる事例もあるが、[事例4] の最後の世代のように輩字が徹底せず、輩行制の原則から逸脱している例も多い。輩字を欠く事例や輩字が家族単位に分化する傾向が認められる。とくに重要と思われるのは、つぎの二点である。ひとつは輩字が氏族内で統一されず、家族単位に分化する傾向である。虎羊村の事例では、同じ「唐」姓でありながら、[事例1] の家族と [事例3] の家族では輩字が異なっているし、[事例3] の第三世代の輩字は「小」と「深」の二つが家族ごとに用いられている。また、[事例3] では漢名が1字で輩字が含まれていない例もある。沖縄にも「唐名」とよばれる中国風の名前が一部にあり、輩行制にもとづいて命名されているが、苗族と同様に輩字が家族単位に分化する傾向がある。これはすでに父子連名制について検討したように、苗族社会においても父系親族組織が存在するが、氏族より小規模の父系小リニージが社会構造の中核をなしている事実に関連している。いまひとつは、虎羊村の [事例3] や梅影村の [事例4] [事例5] に見られたように、苗名の一部をとって漢名にする傾向が最近みられることである。この場合、苗名のうちその人固有の字が漢名の輩字以外の文字にあてられる形をとる。さらに [事例3] に見られるように、最近では漢姓に苗名をつけて漢名としている例もある。この場合には世代を示す輩字は無視されることになる。これは苗名と漢名の共通化の傾向であって、今後この二つの名前が苗族社会のなかでどのように変化するかは、苗族の社会構造の変化に関連して重要である。

### (3) 父子連名制と輩行制

これまでの分析で明らかなように、苗族においても漢族の命名法である輩行制が受容されているが、一般的にみてその受容形態はきわめて不完全であり、受容の過程で漢族の命名法と苗族の父子連名制を混合している場合もある。苗族社会では、漢名を受容しても伝統的な命名システムである苗名と父子連名制の原則は強く保持されているばかりでなく、父系小リニージを中核とする社会構造にも変化が見られない。この意味において、苗族における漢名の受容は表面的であり、形式的である。したがって苗族は伝統的な名前を堅持する一方で、漢族の文化に圧倒されて、近代化の過程で不十分なながらも漢族の名前も受け入れざるを得なかった、と理解すべきであろう。

こうした苗族における漢名の受容は、漢化のコンテクストの問題としてとらえることができる。そこで漢化の視点から他の中国少数民族や韓国、沖縄、日本本土の漢名の受容のありかたについて検討したい。苗族の場合は漢名の受容は不完全であり、漢名を受け入れても苗族の伝統的な名

前と命名原理は強く保持されてきた。むしろ漢名を苗族の命名システムにあわせながら受容してきた側面もある。このような受容のありかたは中国少数民族に一般的であろうか。

比較しうるこれまでの報告が少ないなかで、竹村卓二(1976)が傣族の姓と命名法について考察しているので、まず傣族と比較してみよう。竹村卓二の報告によれば、傣族では、姓、成人名の輩行制、幼名の排行制などほぼ前面にわたって、漢民族の命名システムを受容している。この報告には漢化する以前の傣族の伝統的な命名法についての記述はなく、あるいは全面的な漢化によって伝統的命名法は消滅したのかも知れない。姓は基本的に漢民族の姓を受け入れているが、傣族では姓の下に「亜姓」があり姓がさらに細分化されているのが特徴であって、この亜姓が外婚単位をなし、単系親族組織として機能しているという。父系親族組織の分節化の傾向は、苗族でも家族単位の輩字の分化となっており、共通姓が高いといえよう。成人名は輩行制にもとづく名前であるが、傣族の輩字は4字に限定され、ふたたびもとの輩字のもどるシステムとなっている。これは漢民族の20世代以上にわたる輩字にくらべてきわめて数が少ない。苗族の輩字は漢民族と同じように多くの世代にわたるから、この点は傣族の輩字とは異なっている。さらに、苗族ではごく一部にしか見られなかった命名法として、兄弟姉妹の順序を名前の上に明示する排行制にもとづく命名法が傣族では広く行なわれている。たとえば、「老耐貴」(次男)、「老三貴」(三男)、「老五貴」(五男)のようにして兄弟姉妹の順序を示すのである。最後に共通する「貴」は父親の成人名の固有の部分であり、これを父子や兄弟姉妹が共有することによって、父子関係や兄弟姉妹関係を確認できる。これは父子連名制と同じ原理であり、あるいは傣族にはかつて父子連名制ないしそれに近い命名法が行なわれていたのかも知れない。このように傣族の命名法は、漢民族の命名法を若干修正しながらもほぼ全面的に受け入れており、漢化の程度は苗族の比ではない。傣族と苗族の漢化の差異は、両者の漢民族との交渉史を反映していると考えられる。

漢民族周辺の諸民族のなかで傣族と同じように、漢民族の命名法をもっとも受けいれているのは朝鮮半島であり、朝鮮半島の伝統的な命名法はあきらかではないが、行列字(輩字)によって父系親族組織のなかで世代を示すのは、漢民族の方法と同じである。一方、沖縄では唐名と輩行制は17世紀初頭から王家および士族に受け入れられたが、双系型の童名継承法を基本とする庶民の命名法とは別であったし、日本には輩行制はほとんど浸透しなかったと考えられる。朝鮮半島と沖縄・日本本土の差異は、基盤となる家族・親族組織の差、すなわち朝鮮半島では中国に近い父系親族組織が形成されたのに対して、沖縄の門中は士族などの一部であり、また日本には中国的な父系親族組織が形成されなかったことがその要因である。とくに日本は基礎的社会組織としてすべての成員を家族に組織し、家族の集合体として社会を形成した家族本位制社会であったことが、さまざまな面にわたって漢民族の影響をそのままの形では受け入れなかった大きな要因であったと考えられる。

このような比較考察から、命名法と親族組織とくに単系親族組織との関係について、ひとつの結論を導くことができる。すなわち、単系社会の命名法は大きく二つのパターンに分かれる。ひ



とつは、日本・沖縄・中国少数民族、東アフリカなどに見られる祖名継承法であり、親子関係およびその連鎖の関係をとおして名前が継承される型である。いまひとつは、中国や朝鮮半島の輩行制のように、大規模な父系親族組織を世代ごとに切断して、同一世代の者が共通の一字を共有する型である。この型の社会では、父系親族組織ごとに世代を示す輩字（朝鮮半島では行列字）が20世代以上にわたってあらかじめ決められており、輩字を見れば父系親族組織内部の世代的位置を確認することができる。祖名継承法と輩行制の差異は、前者は父子連名制や日本の家族に象徴されるように、より小規模の単系親族組織や家族組織に関連しているのに対して、後者は漢民族社会や朝鮮半島の社会のように、大規模な単系親族組織が発達した社会に認められる点である。苗族、傣族、アカ族など父子連名制を採用している社会に共通する特質として、竹村卓二が分析したりニージの分裂や、本報告で考察した苗族社会における父系小リニージの重要性など、比較的小規模の単系親族組織の重要性問題がある。したがって、祖名継承法と輩行制とは相いれない命名法であるが、苗族はこのふたつの命名法を採用していることになる。このうち、伝統的な父子連名制が苗族の命名の基本原理であり、漢民族から受け入れた輩行制は政治的形式的に受容しているにすぎないといえよう。

## 5 結論

これまで貴州省東部の苗族の二つの村落を中心に、苗族の家族・親族組織と命名システムについて考察してきた。ここではこれまでの分析を要約して結びにかえたいと思う。

苗族の家族は、三世代直系家族を基本形態とする「直系型家族」である。一時的には複合家族形態や夫婦家族形態を取ることもあるが、基本構造は直系型家族であり、跡継ぎを選定して家族の世代を越えた存続がはかれる。しかしながら、養子制度（一般の養子縁組、婿養子）は未発達であり、また墓祭祀にみられるように祖先祭祀の連続性も微弱であって、跡継ぎの男子が誕生しない場合には家族の存続が阻止され、財産は兄弟間で処理され、親夫婦は老後、娘夫婦の扶養を受ける例も多い。したがって、家族原理よりも父系親族原理が優先されるから、超世代的連続姓は日本の家族ほどには強くない。苗族の家族では、相続とは親の扶養と家族の祖先祭祀の継承であり、跡継ぎは均分財産のほかに付加分として先祖の祭壇の置かれた中央の部屋を相続する。跡継ぎになるのは末子、もしくは親がさまざまな理由で選定する男子であって、この場合には年齢の下の方の子供が選ばれる傾向がある。いずれの場合にも、子供のうち最初の方に生まれた子供ではなく、後に生まれた子供を跡継ぎにしようとする傾向がある。日本のとくに西南日本の家族研究が明らかにしたように、このような相続継承形態は夫婦関係を中心とする「核心型家族」を形成する家族制度であるが、苗族の場合には、財産分割の時点まで複合家族を構成することが、家族の核心家族化を阻止しているといえよう。

苗族における財産所有単位は氏族でも家族でもなく、父とその男子のみで構成する短期的で小

規模な父系小リニージである。苗族には漢民族的な族産の観念も、日本的な家産の観念もない。このことは、跡継ぎの男子がいない家族の財産が世帯主の兄弟によって処理される事実に明確にあらわれる。苗族の財産所有単位は家族と氏族の中間に位置する父系小リニージである。したがって、苗族においては家族の永続性は二次的であり、また氏族も外婚単位と一部の祖先祭祀機能のほかにはさしたる機能をもたないから、社会構造の機能的単位としてもっとも重要と考えられるのは親と子（とくに男子）の親子関係（filiation）を基盤とする父系小リニージである。

苗族は苗名と漢名の二つの名前のシステムをもっている。苗名は父子連名制、漢名は輩行制という異なる原理にもとづく命名法であり、苗族にはふたつの命名原理が併存しているが、基本的には父子連名制が苗族の基本的な命名原理である。父子連名制は、父親の一字を継承して子供たちに命名する方法であり、名前をみれば父子関係と兄弟姉妹関係をただちに確認できる命名法である。父子関係と兄弟姉妹関係というきわめて近い関係を名前によって明示する点に父子連名制の意義がある。父子連名制は父と子の関係を同一シンボルで結びつける点に意味があり、日本の「家名」のように、継承される一定の文字が家族単位に固定し、超世代的に継承されることはない。父子関係もしくは祖父と孫の関係程度しか繋がらない点に父子連名制の特徴がある。これに対して輩行制は大規模な単系親族組織のなかでの世代的位置を明示することに目的があり、より大規模な単系親族組織が基盤となっている。苗族の場合、輩行制は漢族のものをそのまま受容したというよりも、苗族の伝統的な父子連名制に近い形に変えて受けいれている傾向がある。これらを通じてみられる苗族の祖名継承法の最も大きな特徴は父子関係の強調である。これは財産に対する権利や祖先祭祀のあり方にも共通する苗族の社会構造の基本原則であると考えられる。このことは苗族においては直接的な親子関係（filiation）のレベルでの先祖との関係が重要であって、出自（descent）のレベルでの遠い先祖との関係は二次的であることを意味し、漢族の輩行制が遠い先祖との関係を強調しているのとはきわめて対照的であるといえよう。

結論的にいえば、苗族の社会構造は漢民族の単系親族組織を中心とする社会構造の影響をうけつつも、大規模な単系親族を基盤とする構造ではなくて、単系親族組織内部の親子関係を中核とする父系小リニージを基盤とする構造である。これが苗族の伝統的な命名システムである父子連名制に顕著に表現されているし、また輩行制の受容の不完全さにあらわれているといえよう。

## 註

- (1) この報告は、坪井洋文（元国立歴史民俗博物館民俗研究部教授・故人）を代表者とする文部省科学研究費補助金による海外学術調査「日本と中国の農耕文化の比較研究」の研究成果の一部である。本稿の基礎となった報告は、1988年2月2日開催の「日中農耕文化比較シンポジウム」（国立歴史民俗博物館）における報告「苗族の父子連名制」、および、1993年2月27日開催の国立歴史民俗博物館の共同研究「日本人の名前と社会：その歴史と構造」第4回共同研究会における報告「中国西南部ミャオ族の父子連名制と家族組織」である。苗族の調査は1987年11月20日～12月18日と1988年8月7日から23日の2回にわたって実施した。第1回調査は貴州省黔东南苗族侗族自治州雷山県虎羊村と台江県梅影村の2地区で行なったが、第2回調査は雷山県虎羊村のみの調査である。また、この報告で参照した中国文の報告については、植野弘子氏（茨城大学人文学部）に翻訳していただいた。記して感謝したい。
- (2) 輩行制は、それぞれの父系親族組織のなかで世代ごとに名前にいれる字（これを「輩字」という）が、定められている命名法であって、輩字を見れば、その親族組織の度の世代のメンバーかが明示される命名法である。

- こうした漢民族の命名法については、「輩行制」「排行制」のふたつの表現があるが、ここでは世代原理にもとづくこうした命名法を「輩行制」と呼び、「排行制」は、日本でいえば「一郎」「次郎」「三郎」のように兄弟姉妹の順序を明示する命名法を指示する概念として用いる。なぜなら、「輩」の字義には、世代と兄弟順序の二つの意味があるが、「排」の字義は兄弟の順序に限定されるからである。
- (3) 黔東南苗族侗族自治州民政編の『黔東南苗族侗族自治州行政区画簡冊』（1986年）によれば、虎羊村など7つの村（鎮）からなる陶克郷の人口は4,368人、梅影村を含む10の村（鎮）からなる台濃郷の人口は6,793人であった。村ごとの世帯数人口は公表されていない。
- (4) 跡継ぎ以外の男子の新家族形成を「苗族社会歴史調査」などでは「分出」と表現しているが、この報告では「独立」と記述する。「分出」「分家」としなかったのは日本の本家分家の観念との混同を避けるためである。苗族では本家分家の観念は希薄である。
- (5) 苗族では夫婦の墓はいっしょにつくらないことが多いが、隣接してもいいという。この家族の場合、先祖の墓はあちこちの山に散在している。墓は死者の死亡時期などによって、風水にもとづいてその位置が決められる。3世代前までの墓の位置は確認できるが、それ以前の墓は木製の墓標が朽ちて場所もわからなくなってしまうという。
- (6) 苗族の婚姻は基本的に一夫一婦制の族外婚であるが、息子がいない場合には一夫多妻もあるという（孔燕君1986）。また、同姓と異姓同祖間では結婚しない同姓不婚原理が厳格であり、とくに母方平行イトコ婚は強く忌避されている。これにかわって、父方交差イトコ婚の優先的規制が認められる。これは男子均分の相続制度とも関連をもっており、生家の財産相続を受けなかった女子が娘を兄弟の息子と結婚させることによって、自分が相続されなかった財産を、娘に受け取らせるのだという（黔東南苗族侗族自治州概況編編組1986）。
- (7) 今後は都市へ次男三男の家族が転出することによって、実質的な生活単位としての複合家族の形成は減少すると思われる。
- (8) 反排村の報告では独立と財産分割の関係についてつぎのように記述されている。「分家の際には、父系親族のなかでもっとも威信のある老人2,3人に来てもらい、父親が財産分割の計画を出す」（孔燕君1986）。これによれば、あるいは男子全員の結婚を待たずに、誰かが独立する際に財産分割が行われるようにも理解できる。
- (9) 苗族の祖先祭祀には、家族レベルの祖先祭祀と父系親族レベルの祖先祭祀とがある。家族レベルの祖先祭祀としては、家屋内のナイマーとよばれる神牌の祭祀と新年の祖先祭祀儀礼とがある。ナイマーは現在は中央の部屋ではなくて、脇の小さな部屋で祀られている例が多いが、これは集会的の先祖を祀るものであって、個別の表象はない。ナイマーには苗年、清明祭、端午など1年に10数回、酒が供えられる。また、新年には重要な祖先祭祀儀礼である苗年の儀礼が行われる。苗族社会は父系社会であるが、苗年行事は妻=母方の親族を迎えて行われる儀礼である。親族はアヒル（先祖が帰ってくる時に先導役をつとめるという）、酒、糯米、鯉、爆竹などをもって祝いに来る。なかでも重要な親族は「妻の父」であり、この人が豚を殺したり、親族への豚肉の配分にあたる。親族は婦りに豚肉を土産として持ち帰る。とくに豚の腿の肉を分配されるのが重要な親族とされ、妻の父、母の弟、妻の弟などが腿肉をもらう。いずれも妻=母方の親族である。苗年の行事と親族関係については、上野和男（1991）に報告した。なお、父系親族レベルの祖先祭祀としては、鼓社節の行事がある。
- (10) 苗族のそれぞれ家族には普通1組の銀飾がある。これは女性が生家の母親の銀飾を姉妹の数で均分したもので、これを結婚後買い足したものである。これらは娘が順々に祭礼の際に着る。最終的には、母親の死後娘たちに分配され、娘たちはこれを婚家に持ち込む。したがって、銀飾は結婚を通じて女性によって家族から家族へ移動する性格をもつ。これは男子に相続される家屋や土地などの財産とは性格が異なる。
- (11) 苗族の人々は日常的に多くの鍵を持ち歩いている。たとえば、虎羊村のある男性は、家の入口、自分の部屋、部屋の重要な引き出し、穀物貯蔵部屋の4つの鍵を持っていた。家屋内でも共通部分を除いて、個人の部屋のは鍵をかけるのが普通であり、調査中も人々は部屋の出入りにいちいち鍵をかけていた。
- (12) 現在の苗族の父子連名制は、父子が一字を共有する点に特徴があり、字を共通にする命名法でと考えられている。しかしながら、苗族はもともと文字をもたないから、漢字を受容する以前の父子連名制はおそらく発音上の共通性が中心であったと考えられる。なお、現在では、苗語の教科書もつくられ、アルファベット表記もなされるようになり、小学校から苗語の授業が行われている。
- (13) 虎羊村の墓は家屋の周辺、集落の近くの山、遠い山などにある。集落内にもいくつかの墓があり、その場所は現在の家屋の下、前、裏などとなっている。家屋の下にある事例は曾祖父（父の父の父）の墓で、おそらく墓の上に最近家屋を建てたものと思われる。近くの山の畑のなかにも多くの墓が散在している。それぞれの墓の前には石製の墓標が立てられ、死者の生前の姓名が刻まれる。遠くの山にある墓は風水で場所が決められたり、本人が好きなお場所を選ぶという。こうした墓の場所は風水によって決定されるから、ひとつの家族の先祖の墓が特定の場所に集中することはない。苗族では家族単位に墓を作るという考えは極めて希薄であり、夫婦でも別の場所に造られる場合がある。墓参りをするのは清明祭などで、アヒルの肉、豚肉、鶏肉、紙銭、線香、酒などを供える。墓参りの対象はおもに父母の墓であって、その他にその前の先祖の墓にもまいるが、父母の墓ほどには気持を込めないという。虎羊村の家族ライフサイクルの事例を掲げた家族では、5代前の先祖からの墓が虎羊村にあるが、それ以前の墓は虎羊村からは遠い場所にあり、この家族では墓詣りはしないという。
- (14) 沖縄には三種類の名前があり、それぞれも命名原理が異なる。第一は、沖縄の伝統的な名前であって、現在これは「童名」と呼ばれている。童名は、男女とも全員につけられ、祖父母から孫に双系的に継承される。

童名は数も種類も少なく、したがって沖縄にはかつては同名者がきわめて多かった。第二は、大和名・学校名とよばれる日本風の名前であり、これは戸籍登録や学校で使用される名前であって、苗族の学名と類似した性格をもつ。大和名には名乗頭とよばれる一字が含まれており、父親の名乗頭が子供の男子全員に継承されさらに男系的に継承されるから、名乗頭を共通にする者は先祖を共通にする親族であり、単系親族組織である門中を構成する。第三は、唐名であり、これは輩行制を原理とする中国風の名前である。近世期には唐名を持つ主体は王家と士族であり、琉球王朝が管理した家譜に記載されたが、日常的には使われなかった。大和名、唐名とも17世紀初頭の薩摩の琉球侵入以降に普及した命名法であり、この三つの名前に沖縄の歴史と文化的社会的位置が投影されている。

## 文献

- 東恩納寛惇 1925 『琉球人名考』、郷土出版社 (『東恩納寛惇全集』 6 : 357-478)
- 伊藤 亜人 1982 「十数代先の名まで決まる『族譜』の編纂・韓国」『季刊民族学』 19 : 89-90.
- 金 思華 1974 「姓氏と名前」『朝鮮の風土と文化』, pp. 353-361 六興出版
- 郭 明昆 1939 「称呼と命名の排行制について」『東洋思想研究室年報・東洋思想研究』 3 (郭明昆1962『中国の家族制および言語の研究』, pp. 317-378, 東方学会)
- 黔东南苗族侗族自治州概況編集組 1986 『黔东南苗族侗族自治州概況』
- 黔东南苗族侗族自治州民政局 1986 『黔东南苗族侗族自治州行政区划簡冊』
- 孔 燕君 1986 「台江県苗族の家族」『苗族社会歴史調査』 1 : 353-409.
- 諸橋 轍次 1940 「名字諱論篇」『支那の家族制』, pp. 315-387
- 大城 健 1976 「沖縄の童名の比較研究」『沖縄—自然・文化・社会—』, pp. 477-489
- 大城 健 1974 「琉球宮古島の童名について」『人類科学』 27 : 151-160
- 凌 純声 1952 「東南亜の父子連名制」『大陸雑誌』 1 : 171-220
- 資料組 1980 「貴州台江苗族父子連名制」『貴州民族研究』 80年第 3期, pp. 97-100
- 白鳥 芳郎 1957 「父子連名制と鬻氏の系譜」『民族学研究』 21 : 249-258
- 竹村 卓二 1975 「瑶族の『家先単—資料解説—』」『瑶人文書』, pp. 320-326.
- 竹村 卓二 1976 「ヤオ族の姓と命名法」『国立民族学博物館研究報告』 1 (4) : 823-846
- 竹村 卓二 1978 「社会組織と儀礼」『東南アジア山地民族誌』, pp. 241-242.
- 竹村 卓二 1982 「しりとり式のアカ族、縁起をかつぐヤオ族」『季刊民族学』 19 : 89.
- 竹村 卓二 1980 「アカ族の系譜と父子連名—その呪術的背景について—」『東南アジア・インドの社会と文化』 pp. 97-124
- 竹村 卓二 1981 「アカ族の父子連名制と族外婚—特にリニジの分裂をめぐる—」『社会人類学年報』 7 : 1-34
- 竹村 卓二 1990 「タイ・アカ族の名づけ」『月刊言語』 19 (3) : 64-65
- 田名 真之 1980 「琉球人名考補遺」『琉大史学』 11 : 1-21 (1992『沖縄近世史の諸相』, pp. 213-232.)
- 田名 真之 1989 「沖縄の名前」『週刊朝日百科日本の歴史別冊・歴史の読み方』 8 : 29-30
- 上野 和男 1982 「日本の祖名継承法と家族—祖先祭祀と家族類型についての一試論—」『政経論叢』 50 (5.6) : 249-321.
- 上野 和男 1977 「五島の祖名継承法の構造」『現代社会の実証的研究』 pp. 24-28
- 上野 和男 1977 「五島の祖名継承法と親族組織—長崎県福江市増田の事例を中心として—」『政経論叢』 45 (6) : 87-127
- 上野 和男 1983 「奄美喜界島の祖先祭祀と家族—嘉鈍の墓制と位牌祭祀を中心に—」『政経論叢』 51 (5.6) : 77-123
- 上野 和男 1988 「苗族の父子連名制」(日中農耕文化比較シンポジウム), pp. 1-6
- 上野 和男 1992 「名前とはなにか」『歴博』 53 : 2-3
- 上野 和男 1992 「名前・伝統文化・女性—中国の少数民族10—」『しにか』 2 (1) : 67-72.
- 上野 和男 1992 「新年・豚殺し・親族—中国の少数民族11—」『しにか』 2 (2) : 66-70
- 上野 和男 1992 「鍵・竈・家族—中国の少数民族12—」『しにか』 2 (3) : 65-69.
- 上野 和男 1996 「名前」『事典家族』, pp. 654-655
- 上野 和男 1996 「祖名継承法」『事典家族』, pp. 574-575

(国立歴史民俗博物館民俗研究部)

## **Personal Names and Family Organization in Southwest China** **— The Miao of Two Kweichow Villages —**

**UENO Kazuo**

The systems by which people are given family and personal names are closely linked to social structure. This paper presents the results of a survey aimed at demonstrating the nature of the link between personal names and social structures — particularly through family and kinship organizations — in the case of the Miao people of southwest China. These are a people who, from their base in southwest China, have also settled in the northern portion of Southeast Asia, but in the present paper I would like to offer the results of two field reseaches, made in 1987 and 1988, of the Miao in two particular villages of Kweichow Province.

The Miao in this area use a system by which they have two given names — one being Miao, and the other Han Chinese. The Miao name is the same partially for father and child, while the Han Chinese name is based on a different principle, that of seniority within the lineage group. The Miao do have a system of two given names, but fundamentally names are given on the father-child principle. Under this system, one character from the father's name is passed on to each child, along lines which make it possible to discern paternal and sibling relationships simply by looking at the names, and it is precisely for this purpose that the custom exists. By contrast, the Chinese system is intended to show the order of seniority within the large-scale lineage system which forms its base.

Miao families are of the "stem family" type, in which the succession passes to one son, while goods are divided equally among male children. However, the family is not seen as a property-holding unit, there is little adoption, and the family line is not especially interested in perpetuating itself. The family name as such has no particular function except in the context of ancestral worship. Given such a social system, what is most important to the Miao is the father-child lineage. Sharing the paternal given name serves to strengthen father-child bonds, so it is consequently a vital element in their society.